

第 章 水田等における生物多様性保全活動事例の現地調査・記録

- 1 節 特徴的な活動実績のある事例の調査

第 章 - 1 節 1 - 1 - 1 の (1) で選定した 7 市町村のそれぞれ特徴的な活動実績のある下記の 8 事例について、現地調査等の方法により調査・記録を行う。

岐阜県

輪之内町 「本戸」地区他（生産性向上と生態系保全の両立）
垂井町 「府中」地区（生態系配慮営農）

愛知県

新城市 「四谷千枚田」地区（棚田）、「福津農園」（中山間、自然農法）
安城市 「榎前」地区他（明治用水土地改良区）
豊橋市 「河合果樹園」（IPMによる環境保全型農業）

三重県

桑名市 「嘉例川」地区（整備と保全の調和、生態系配慮営農（稲作曆））
多気町 「勢和」地域（立梅用水、コミュニティ強化）

市町村名の右は、特徴的な活動事例のある地区及び選定テーマを示す。
また、下線は、営農的な対応がなされている地区を示す。

これら 8 の活動事例の概要を、図 - 1 ~ 図 - 8 に示す。

図 - 1 実地調査地区1

調査地区の選定 (地区の特徴等を踏まえ、管内で数地区選定)

四谷千枚田(愛知県新城市)

- ・日本農業の象徴的な景観である「棚田」
- ・農家の何代にもわたって続けられてきた手入れ・努力の結晶としての「二次的な自然」。そこに展開する豊かな「生態系」
- ・棚田全域をビオトープとして捉え、生きものを育む水田農業を実現
- ・農村のコミュニティの活性化と保全活動の継続
- ・農村地域に伝わる伝統芸能の継承

テーマ

日本の水田の形成過程、生物多様性保全への寄与及び水田の伝統文化を紹介



700年に渡り受け継がれてきた美しい棚田

モリアオガエルの産卵



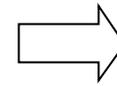
保存会主催による生きもの調査(棚田の水路)



図 - 2 実地調査地区2

本戸地区他(岐阜県輪之内町)

- ・平地の基盤整備地区で、生態系保全にも尽力
- ・希少種を対象種とする保全活動の展開
- ・行政も保護条例の制定により、希少種保全を推進
- ・「農地・水・環境保全向上対策」の効果として、環境保全活動への発展が見られ、町と連携し、あじさいまつりがスタート。



テーマ

農業の生産向上と生態系保全の両立への行政も参画した取組を紹介



ふれあい学級の様子

イベント情報

あじさいまつり2009開催

主催 あじさいまつり実行委員会
協賛 輪之内町

- 開催日時 6月21日(日) 午前10時～午後3時
- 開催場所 本戸地区たいしょう池(輪中堤沿い)
- イベント 小学生写生大会
ピンゴゲーム大会 など
- バザー **甘長ピーマンの天ぷら**
おからドーナツ
焼き鳥・うどん・おこめアイス・
豆乳プリン・ミニバラ・花・野菜の苗物の販売 など

みなさん、お誘いあわせのうえ、ご来場ください!!

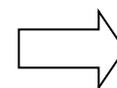
本戸地区におけるあじさいまつり広報

図 - 3 実地調査地区3

明治用水 榎前地区他(愛知県安城市)

テーマ

- ・歴史があり、大規模な農業水利施設を管理する明治用水土地改良区が、生態系保全など農業水利の多面的機能の保全やPR活動を積極的に展開
- ・都市住民とも連携し、生きものの生息・生育空間の整備と維持管理の活動を展開
- ・地域住民(自治会)自治体と農家との協働により、水田魚道を活用した生物多様性の保全活動を展開



農家組織である土地改良区と自治会など地域コミュニティの連携・協働による生物多様性保全の活動を紹介



「水の駅」で小学生による田植え体験



榎前環境保全会の水田魚道生きもの観察会

図 - 4 実地調査地区4

多気町勢和地域(立梅用水)(三重県多気町)

- ・中山間地域でのビオトープの整備
- ・農家組織である土地改良区と学校や自治会等との連携・協働により、生きもの調査や「メダカ祭り」を開催
- ・町主催の「あじさい祭り」では、県外からの多くの参加者に水田や農業用水の多面的機能やビオトープをPR
- ・町全体が関係組織と連携して農地・農業用水と生物多様性の保全活動を展開

テーマ

豊かな生態系や環境保全を町づくりのテーマにし、活性化(コミュニティ強化)が顕著な地区を紹介



休耕田を活用した農村のビオトープづくり

「ふれあいの館」などでの地産地消の推進



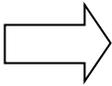
「あじさい祭り」での田んぼの綱引き

図 - 5 実地調査地区5

嘉例川地区 (三重県桑名市)

テーマ

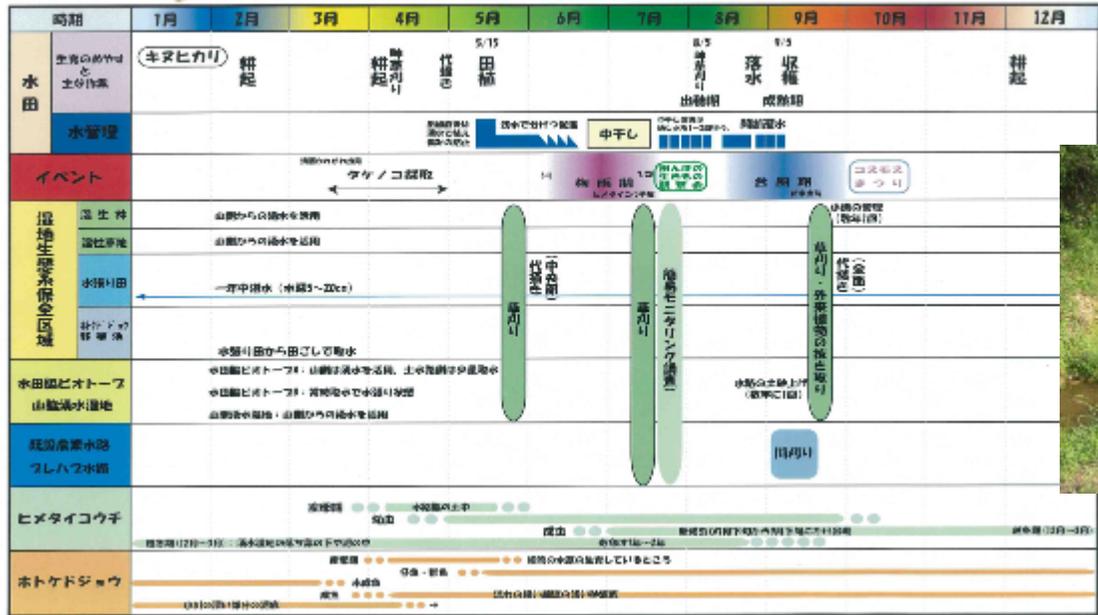
- ・ほ場整備地区(国補助)に隣接した希少種保全空間を県の独自事業により整備(国と県の事業連携)
- ・整備にあたって、生きもの等の専門家の知見を活用
- ・湧水源の樹林地と一体的な保全区域の設定
- ・耕作放棄された湿田を活用
- ・都市的な土地利用がなされた地域の中の、貴重なビオトープ空間を提供



専門家、自治体、土地改良区、農家、住民、教育関係機関が一体となり、希少種保全の空間を維持管理する体制を確立した地区を紹介

生きもの専門家等の知見を活用し、稲作こよみと一体的に作成した「ビオトープ維持管理マニュアル」

嘉例川地区 ビオトープ維持管理マニュアル



湿地生態系保全区域の設定



水田脇ビオトープの設置

図 - 6 実地調査地区 6

府中地区(岐阜県垂井町)

- ・「ホタルの復活活動(地元中学生協力)」と「モリアオガエル生息地の環境整備(農家と林業家の協働)」や「環境学習」に熱心
- ・活動に対する農業者の理解の深まりの成果として、ホタル放流時の草刈りの延期、農薬・化学肥料の減量等の協力
- ・「農地・水・環境保全向上対策」の効果として、環境保全活動への参加者が多様化・増加し、新たなコミュニティも成立

テーマ

保全対象種(ホタル)の生育段階を考慮した営農を展開(除草期間の変更、減農薬 減化学肥料)している地区を紹介



中学生とホタル講習会



左官舟を利用した育成設備

図 - 7 実地調査地区7

福津農園(愛知県新城市)

- ・地域資源を活かすことにより、外部からの資源・エネルギーの投入を減らし、農園内の有機資源を「小規模循環」させる栽培体系を確立
- ・環境や生態系に負荷が少ない有機循環農業を実践(生物多様性が持つ力や、自然のバイオマスの拡大再生産のメカニズムを活用)
- ・消費、教育、研究、企業等の幅広い分野の関係者とのネットワークを形成し、「ゼロエミッション農業」を志向

テーマ

環境負荷が小さく、持続可能な有機循環農業を、多様な人的ネットワークを形作りつつ、適正規模で実践している農園を紹介



福津農園(果樹、畑、湧水活用の水田、周辺の里山が全部「農園」)



観察される生きもの(画・福津農園松沢氏)

図 - 8 実地調査地区 8

河合果樹園(愛知県豊橋市)

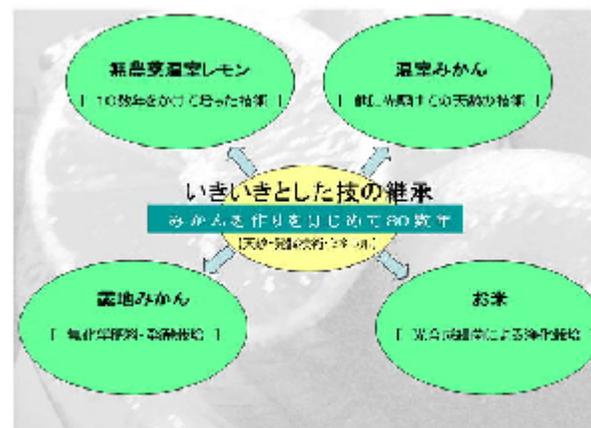
- ・果樹や園内の生きものを注意深く観察することにより微少な環境のバランスを制御等して病害虫を抑制する「総合防除」を実践
- ・安全でおいしいものを作るため、温室内を「発酵炉」と捉え、農薬と化学肥料の使用を代替技術を使って減らすよう多彩に工夫
- ・温室レモンについては、化学農薬・有機農薬不使用での栽培体系を確立
- ・作物の販売や栽培に関する情報をインターネットで積極的に発信・収集し、消費者等とのネットワークを確立



土着天敵を活用するなどの総合防除により無農薬栽培を実践

テーマ

環境を守るために、園内の生物多様性を向上させ、総合的な管理により農薬の使用量を格段に減らしている農園を紹介



河合果樹園は伝統製造文化である【農】を大切にしています。

河合果樹園のセーフティイメージ(河合氏作)

表 - 1 調査地区のテーマごとの特徴の分析

地区 番号	地区名等	テーマ	日本の原風景(農村・水 風景)と生物多様性		日本の伝統文化と水田 (畑作牧畜民と稲作漁労民)		水田が育む生物多様性		生産性と生物多様性の両 立(基盤整備による)		生産性と生物多様性の両 立(営農技術による)		農村コミュニティが支える 生物多様性		生物多様性を契機とした 地域振興		生物多様性を活用した環 境教育		生物多様性を支える多様 な環境要素の保全		多様な主体による生物多 様性保全の活動及び支援	
			関与	コメント	関与	コメント	関与	コメント	関与	コメント	関与	コメント	関与	コメント	関与	コメント	関与	コメント	関与	コメント	関与	コメント
1	四谷千枚田 (愛知県新城市) 平成21年度田園自然再生活動コンクール 農林水産大臣賞受賞地区	A	日本らしさの典型的な中山間地域の風景。棚田と里山の、高く評価できる景域(生態系をも含めたランドシャフト)。なつかしさ、人の手入れを実感。	B	(専門的農業経営ではないものの)自然馴致な農業の営みと、四季おりおりの稲作の営農と文化が現役で展開されている。	B	地元主体で生きもの調査も実施され、水田と生物多様性の関連も地域で意識されている。	C	「ふるさと水基金」を活用し、棚田の景観・現地形を極力活かした農道整備を実施。作業効率の向上と保全を両立。	B	専門的営農でないことでの強みが発揮されている。(真正面の意味での両立は言い難いことがある)	C	生きもの調査などの現実の行動を通じて、「支える」との関係性は現実にはあるが、経済面の妥当性にまでは昇華していない。	B	地域の環境の価値を、地元が認識し、地域資源として積極的に売り出し、アサヒビールキャンペーンでも採用。	B	地域の小学校の総合学習のテーマ・フィールドとして継続的に活用中。	D	棚田と周辺の里山との関係性に着目した保全活動にまでは到達していない。(元々の雑木林が、針葉樹に置き換えられている。)	B	貴重な環境が保全の対象として、企業のCSR活動の対象となっている。	
2	本戸地区 <5Hプロジェクトチーム> (岐阜県輪之内町)	C ~ D	輪中堤が特徴的な地形をなす平地農村地域。ほぼ全域でほ場整備がなされているが、蚕食的土地利用の乱れが目立ち、風景としてはやや残念。	C	片目の魚の伝説が残る「たいしょう池」を土地改良事業で保全的に整備するなど、地域の伝統にも興味を持った活動がなされている。	B	保護条例の制定にまで到達した、農の営みによるカワバタモロコシの保全活動が特徴的。社会的な制度にまで昇華した事例として重要な意味を持つ。	B	生態系保全型の基盤整備事業が進行中。ただし、その成果の吟味は今後の課題。	B	保全対象種であるカワバタモロコシの生活史を意識して営農を展開中。営農面での保全に効果的な技術の確立に向けて取組中。	B ~ C	アジサイの植栽やカワバタモロコシの保全、外来種(スクミンゴガイ)の駆除などの活動が、農地・水の活動団体の活動により強力に推進されており、これらの成果も顕在化している。	B	アジサイまつりの実施など、地域の環境、生きもの豊かななどをウリにしている。生きもの保全を条例にまで高めた優良事例。効果が期待される。	C	保全対象種のカワバタモロコシを素材にした、環境教育的な活動も一部見られる。	C	環境要素の多様性の意義までは理解されていない現状。	B ~ C	農地・水の活動による多様な主体の参画という成果あり。ただし、企業のCSR活動の誘致など、高度化までは到らず。	
3	明治用水地区 <榎前環境保全会> (愛知県安城市)	C ~ D	都市近郊地帯の典型的な現代の風景。住宅や向上、道路や電線などやや雑然とした景観。ただし、農地がまとまって存在する景域は、ある程度貴重か。	D	「日本デンマーク」と称された営農の「革新」により、超伝統的な部分は残っていないか。	D	パイプラインかんがい地域にあって、水田~排水路のネットワークに着目した活動。原初の明治用水の完成前後での生態系の豊かさの評価ができれば良いが、残念ながら不可。	D	土地改良区にはパイプライン化の「光と陰」の認識がある。(水環境整備事業への取り組みの動機で水田魚道の設置、生きもの観察の取組を実施。	D	はやくから「営農さん」の作業委託をする土地柄。このことから、環境保全型の営農のまとまった取り組みまでには到らず。	B	地域での取り組みが盛ん。水田魚道の設置や生きもの調査など成果が出つつあるところ。	C	農業農村振興への指向が中程度。地域の明るい話題としては、マスコミにも取り上げられている。	A	旺盛な環境教育の取り組みが実施されている。子どもだけでなく、地域の非農家の人々の理解と協力の雰囲気醸成にも効果。	D	パイプライン地区、都市近郊、平坦な地形等の事情により、環境要素としては単調。	C	地域をあげての農家・非農家の活動により、生物多様性の保全が実効をあげている。	
4	立梅用水地区 <多気町勢和地域資源保全・活用協議会> (三重県多気町)	B	土地改良区の管内は400ha以上の広大な用水受益があり、景観も様々だが、中山間地域的な景観が主。ビオトープ付近は典型的な里地里山の景域。	B ~ C	農耕文化に関連して、五穀豊穡などを願う獅子舞神事が伝承されている。	B	改良区が生きもの調査を主導し、水田と生物多様性との関連も地域で意識されるようになってきている。	B	生態系保全型でなかった基盤整備の地区で、その反省に立脚して自然再生活動を展開している。(「順応的管理」での対応の一種と評価できる。)	B	地域において、大規模な環境保全型農業が実践されている。(ただし、生きものモニタリング、それに基づくフィードバック等の対応にまでは到らず。)	A ~ B	土地改良区が主導し、地域内外のさまざまな主体の協働による生物多様性保全の活動を推進。(ただし、各主体の内発的・当然の活動とは評価出来ず。)	B	環境保全型営農活動で生産された作物の活用先として、地産地消、食育、安心・安全、食文化の継承、雇用の創出などに取り組み。	B	環境教育のフィールド、素材として、高度に活用している。ただし、ホテイアオイの活用に関してはx。	C	モザイク的な環境要素の存在の意義までは理解が進んでいないか。	B	土地改良区が主導し、地域内外のさまざまな主体の協働による生物多様性保全の活動を推進。ただし、企業のCSR活動の誘致にまでは到らず。	
5	嘉例川地区 <かれがわふる里活動隊> (三重県桑名市) 水田環境整備円滑化促進事業対象地区 (H18~20)	B ~ C	都市近郊で開発された地域の中で残された貴重な良好空間。	C	地区の祭礼や地蔵盆などの行事は継承されている。(積極的な展開までには到達していない。)	C	ビオトープは設置しているが、水田そのものの保全の意識は薄い。	A	稲作層に生態系保全の事項を記載したマニュアルで関係を明示	B	里山に隣接した水田を、減減栽培を展開する領域として基盤整備。生きもの移動経路確保のための水田魚道も配置。(ゾーニングの思想)	C	生物多様性保全の思想は、行政主導であり、土地改良区は熱心だが、地域が自立的に行動するまでには到らず。	C ~ D	可能性は高いものの、今後の課題と考えられる。	C	地元の小学校に農業体験のフィールドとして提供しているが、単発・そこそこの程度。	C	水田に隣接する里山の荒廃が地元で認識されているものの、具体的な取り組みは行われていない。	E	行政主導、それに土地改良区が動機付けられている状況。	
6	府中地区 <府中地域「農地・水・環境保全向上対策、保全組合」> (岐阜県垂井町) 平成21年度田園自然再生活動コンクール 応募地区(H20、H21)	B ~ C	典型的な中山間地域における水田と里山のセットの景観。懐かしさ、郷愁を感じるかどうかについては、微妙な風景。	C	地域の高齢世代には、かつての水田や庭に河川水を引き込んだ設備(イク)等での養魚の利用等生きものとの関係性についての記憶があるが、それらの価値にまでは意識が向いていない。	B ~ C	ホタルの復活に向けた活動、モリアオガエルの生息地整備が実を結びつつあるが、水田生態系に対する深い理解や解明までには到達していない。	B	生態系保全型でなかった基盤整備の地区で、その反省に立脚して自然再生活動を展開している。(「順応的管理」での対応の一種と評価できる。)	B	岐阜県独自の環境保全型農業に取り組み。更に、高度な減減栽培の「特別栽培農産物」にも取り組み。ホタルの復活活動に対する農家の理解も深まっている。	B ~ C	農業者以外の主体による活動に端を発している自然再生活動であるが、土地改良区が農業者への働きかけをするなど重要な役割を十分に果たしている。	C	農地・水の取り組みを契機として、独立して行われていた保全活動が、有機的に結びついたところ。地域振興の成果が現れるのは今後を期待。	B ~ C	環境美化活動に端を発している活動であることもあり、環境教育についての地元の意識が高く、その頻度も高い。環境教育の効果や成果が測定・把握できると良いのだが。	C	モザイク的な環境要素の存在の意義までは理解が進んでいないか。しかしながら、農・林・住民の有機連携が整った今後を期待。	B ~ C	農地・水の活動による多様な主体の参画という成果あり。ただし、企業のCSR活動の誘致など、高度化までは到らず。	
7	福津農園 (愛知県新城市)	-	[該当せず]	-	[該当せず]	-	[該当せず]	-	[該当せず]	B	有機質の資源循環の農法の確立・展開。愛知県農業試験場による調査分析の成果に期待大(体系的な生きもの調査及びそれとの関係など)	D	「小さな循環」を標榜するだけのことはあり、個人の領域で完結した活動。ただし、取り組みの賛同者は地域でも広がっており、(D判定としたのは、方向性の違いを評価したため)	D	まだまだ特異解の段階。しかし、園種の松沢氏は全国的にも有名になり、注目を集めている。今後を期待される。	B ~ C	環境教育というより、むしろ農家の環境学習や、子どもの農業体験との色彩が強いが、年間を通じて「田んぼの学校」の取り組みも実施されたことがある。	A ~ B	個人の農園の領域内だからこそできる。環境要素の多様性とその効果を最大限引き出した活動となっている。	-	[単一の経営体] ただし、産品をきっかけとしたアレルギーの子どものお母さんグループなどとの交流があり、田んぼの学校などが展開されている。	
8	河合果樹園 (愛知県豊橋市)	-	[該当せず]	-	[該当せず]	-	[該当せず]	-	[該当せず]	A	IPMの導入による環境保全型農業を展開。土着天敵の活用などの目的意識で、生きもの調査も実施。	D	個人の農園の領域内での活動であり、かつハウスであることから、あくまで個人の領域で完結。ただし、近傍の果樹園にも活動の拡大は見られる。	B ~ C	環境保全型の果樹栽培を、周辺へも普及中。	B ~ C	地域の食育・環境教育への参画・支援を、調理師学校、幼稚園、消費者向けに展開。	B ~ C	個人のハウス内だからこそできる、多様な環境要素の人為的補助とその効果を最大限引き出している。ただし、かなり特異な環境と言えよう。	-	[単一の経営体]	
備考					水の源である山を崇め、聖なる森から流れる川で泳ぐ魚を食べてきた「稲作漁労民」。循環的な稲作農業と森や大地の保全が特徴。		6.府中地区でのホタルの保護・増殖活動は、地場の個体から行っており、生物学的な問題は無い。		用水路(赤線)と排水路(青線)の概念図を用いて、それぞれの場所での生きもの存在や保全の活動を表示。		生物のモニタリングとそれら結果の分析・フィードバックが肝要。						岐阜・愛知・三重の3県の「田んぼの生きもの調査」のメッシュ図が活用可能。					

凡例:「関与」の評価について

- A 特に高度・優れた関与が認められる。
- B やや高度・優れた関与が認められる。
- C 関与が認められる。
- D 程度は薄いものの、何らかの関与が認められる。
- E 当該項目では関与がほとんど認められない。

なお、関与の評価については、四谷千枚田地区を評価の目安(基準)としているため、かなり辛めになっている。

第 章 田園地域での生物多様性保全のあり方、保全活動を推進する協働体のあり方等に関する検討

- 1 節 田園地域での生物多様性保全のあり方、保全活動を推進する協働体のあり方

以上の取りまとめ結果を総合的、横断的に検証し、下記の4つの視点ごとに、田園域等における生物多様性保全のあり方を提案する。

提案は、情報発信を意識して、それぞれの視点の特性と活動段階の違いごとに区分して具体の事例を適切に例示しながら、農村コミュニティのあり方や活動がどのように農村地域の生物多様性保全に寄与しているか、の関係を示すよう工夫する。

あり方の4つの視点

自然条件等の地域特性を踏まえた生物多様性保全のあり方

生物多様性保全のための協働体活動を促進するために望ましい農村コミュニティのあり方

生物多様性保全のための農地、水路及びため池当の農業水利施設における調査・計画・整備・管理のあり方

生物多様性保全のための行政（ソフト及びハード施策）と地域住民活動との連携のあり方

これら4つの視点ごとの「あり方」について、表 - 1 にとりまとめる。なお、取りまとめは、 - 3 - 2 で抽出・整理した課題ごとに行う。

表 - 1 田園地域等における生物多様性保全に関する4つの視点ごとの課題とあり方（対応方向）

視点 \ 項目	課題（及び現状）	あり方（対応方向）提案	備考
<p>1. 自然条件等の地域特性を踏まえた生物多様性保全</p>	<p>「生物多様性」という概念や、わが国の田園地域の自然が「二次的自然」であり、人の適切な手入れがあってはじめて生物多様性が保全される - という図式が、生産者、消費者共に浸透していない。</p> <p>地域の自然特性への関心が薄い。 （地域の生物多様性の真の価値や良さに気付いていない。（「あたりまえ」という感覚））</p> <p>地域の自然特性を適正に把握する手段・方法が解らない。</p> <p>必要な情報にアクセス出来ない。</p> <p>適切な保全方法、その水準が解らない。 （保全の目標や水準が設定できない。）</p>	<p>左の諸課題については、適正なインタープリテーションを通じた、関係者の気付きと理解、及びそれらに立脚した正しい行動につなげる - という一連の支援がなされることが望ましい。</p> <p>専門家等の人的ネットワークの効果的な活用</p> <p>（広報、啓発）</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な、積極的な広報や情報提供、国民的理解の醸成 <p>（啓発）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の方向性を考える機会を提供し、ワークショップ等の手法の活用により、「先行的理解」を深める等 <p>（学術・技術の普及）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物学、生態学だけでなく、郷土史、民俗学などの幅広い分野の専門家による指導・助言を受ける等 ガイドブックなどの支援ツールの開発・提供 <p>（情報のコーディネート）</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な情報への案内や提供の便を図る組織やサービスの準備と、その活用等 <p>（保全方法のコンサルティング）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全についての適切な学術的・技術的な相談を受ける体制の準備と、その活用等 <p>上記の「あり方」のいずれについても、主に地域外の知見・情報や技術の導入や違った視線の導入が必要である一方で、</p> <ul style="list-style-type: none"> 当然、内発的な意欲やニーズの醸成 協働体への、能力を有した者、団体の参加取り込み等も必要。 	<p>生きものの専門家等の能力の有効活用</p> <p>気づきのサポートとして、「違う視点」の提供が必要</p> <p>「暮らし感覚」「センスオブワンダー」の現代的再評価</p> <p>ある程度の強制を伴った誘導（農地・水の例）や、体系的な支援のしくみ・制度が必要か？</p>

「気づき」のために
地域の自然環境の良さや価値に気づきましょう！
生物多様性の価値に最初に目覚める可能性が一番高い
のは農家の皆さんです！まずは「生きもの調査」等で気
づきを始めませんか？

（説明）

生物多様性の価値に着目して、その保全を通じて地域の
活性化等に成功している事例を見ると、共通するのは、
「生物多様性の価値への『気づき』」があったという点
です。

どのような形態の農業であっても（大規模経営でも自
給的経営でも）、農家の皆さんは潜在的かもしれませんが、「農業は自然を相手にした産業である」という意識
は常に持っています。

農の再生は、生物多様性の保全が不可欠だとの認識が
広がり始めている転換期にさしかかっています。

このことの気づきと地域の農業の未来を切り開くため
に、まずは地域の環境を再評価してみませんか？そのた
めの方法としては、「生きもの調査」であったり、「地
域の環境の点検」であったり、地域のお年寄りに昔の話
を聞いたり、いろいろなものがあります。

「理解」のために

気づいたら、好奇心を働かせて、農業と生きものをつ
ながりなどについて、理解を深めましょう！

このことには、生きものなどの専門家の協力が必要で
す。このような人は、案外地域に居たり、身近にツテが
あったりするものです。

（説明）

農家の皆さんは、地元密着のお仕事をしているので、
いろいろな人や組織とのつながりを持っています。その中
には、生物多様性のことについて、相談できたり、ある
いはどこの誰に相談を持ちかければ良いか知っていたり、
探し方の助言ができたりする者が居ます。

実は、農地・水・環境保全向上対策の活動組織の組み
立て方には、このような相談相手を探し出すことができ
るネットワークの入り口としての機能があります。

「まなざし」は
見えるでは
なく、見る

視点 \ 項目	課題 (及び現状)	あり方(対応方向) 提案	備考
<p>2. 生物多様性保全のための協働体活動を促進するために望ましい農村コミュニティ</p>	<p>保全の構想、計画が描けない (地域のアイデンティティーが確立できないなど)</p> <p>保全の具体的な計画について合意形成が難しい</p> <p>保全の計画や処方箋の具体化のために必要な能力やマンパワーが確保できない</p> <p>協働してくれる主体との相互の信頼の醸成が難しい</p> <p>協働体をリードする人材が不在又は不足している</p> <p>リーダー無くして活動が上手くいっている例は皆無と言って過言でないほど、重要な事項</p>	<p>真の意味での「補完性の原則」(行政効率性の追求としてご都合主義的な解釈ではない)の考え方の定着・実践が必要であり、多様な主体の有機的連携や協働による適切な役割分担が実現されることが望ましい。 活動主体や参加者の多様性と適切な役割分担の確保</p> <p>(保全計画のコンサルティング) ・ 保全の構想や計画の策定にかかる各種の学術的・技術的な相談を受ける体制の準備をし、地元組織はそれらを活用する。</p> <p>(合意形成手法の支援) ・ ワークショップなどの合意形成、意識等の浸透手法の提供(実践及び研修機会の提供)</p> <p>(ニーズのマッチングの工夫) ・ 生物多様性保全にかかる知恵や技、マンパワーの不足と言うニーズと、それらを補完できる者とのマッチングの機会の提供</p> <p>(自律分散制御型の協働体運営) ・ 協働する各主体の自律的かつ協調的な姿勢 ・ 主体間の多角的な情報交換と成果の共有・フィードバック等による情報の循環への配慮 ・ 主体間の検討や思考に有効な情報・データの適時・適切な提供 ・ 意見の集約や対立の評定などのための判断基準の共有</p> <p>(人材育成・確保) ・ 中・長期的な組織体制の見通しの検討 ・ 内部育成の努力 ・ 外部からの招聘の検討 これらを支援する仕組みの整備と活用</p>	<p>生態系(生物多様性)の把握は少数の専門家や行政の力だけでは不可能である等の例</p> <p>~ のい ずれについて も、「楽しさ」の演出が必要</p>

過疎化や高齢化、地域によっては都市化や混住化が進行していて、地域コミュニティの協働の力が発揮できない

(段取り)

- ・ 農家、非農家の違いはあるが、そこで生活しているという共通する事柄を活用
- ・ 段取りの能力がコミュニティに備わっていれば、必要な戦略が描ける

「行動」のために

気づき、理解ができたなら、次は行動に移りましょう。具体的には、仲間を見つけて増やしましょう。いろいろな人の知恵や知識を持ち寄ると、死角が少なく、現実的で戦略的な対応ができるようになります。

立場の違いや条件の違いもありますが、この段階でも理解を深めることによって、生物多様性への価値観の共有、あるいは価値があることの共通認識が深まります。このことによって、立場の違いを超えることができたり、適切な役割分担ができあがります。

(説明)

行動を起こすためには、相当なエネルギーが必要です。仲間を増やすためにはインセンティブも必要です。

そのようなインセンティブとして「生物多様性そのものの価値」が活用できる場合が多いものです(例えば、決してスーパースターの生きものが居なくても、その豊かさに地域の人たちが気付くことで活性化に繋がっている例もたくさんあります)。全国の優良事例などを研究して、ここでも良く気づき、理解を深めることが効果的と言えましょう。

視点 \ 項目	課題 (及び現状)	あり方(対応方向) 提案	備考
<p>3. 生物多様性保全のための農地、水路及びため池等の農業水利施設における調査・計画・整備・管理のあり方</p>	<p>事業主体が実施する調査や計画、整備の対応に地元として関与しづらい</p> <p>調査や計画、設計の思想がはっきりしない。又は伝わってこない</p> <p>古い時代の設計思想等により整備済みの施設が、生物多様性保全の支障を及ぼしている</p> <p>高齢化等により、地元の管理主体は維持管理の省力化を希望する一方で、生物多様性保全の目的とは衝突する</p> <p>関係者の役割分担が不明確なまま施設が整備されたため、地域全体の生物多様性保全の機能が不全に</p>	<p>農業農村整備における調査～管理のそれぞれの局面での生物多様性保全の技術については、農林水産省等から一定の成果が体系的に公表済みである。これらを実際に現地で適用する際には、継続的なモニタリングをし、その結果を適切に反映するという「順応的な対応」の体制が地元で確立され、継続的に実践されることが望ましい。</p> <p>順応的管理の体制の整備</p> <p>(地域の住民参加の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備事業にかかる情報公開の徹底や、地域住民の意見聴取や意見交換の機会を適切に設定 地元側からも積極的に働きかけ(窓口の整備など) <p>(事業主体の意識改革)</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画等の決定プロセスでの住民参加の重要性の認識とその適切な実践 地元側からも積極的に働きかけ <p>(順応的対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリングとその結果の反映として、施設等の改善方策を検討し、実現手段を選択 <p>(設計等の思想の共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体と地域で意識が遊離しないよう、認識の共有する機会を設定 <p>(適切な環境評価とそれに基づいた合意形成・役割分担)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の環境評価(診断)の実施と、それに基づいた農法的な対策、工法的な対策を講じる場所の検討 その検討過程での関係者の合意形成と役割分担の明確化 	<p>「技術指針」 「施工指針策定の考え方」等</p> <p>地域住民(非農家も含めて)に対して、 ・農業以外へも恩恵を及ぼしていること ・順応的に対応することの意味・意義や効果を明示し、納得と理解を得ることが重要</p>

視点 \ 項目	課題 (及び現状)	あり方(対応方向) 提案	備考
<p>4. 生物多様性保全のための行政(ソフト及びハード施策)と地域住民活動との連携</p>	<p>さまざまな局面で、地元の協働体の活動を継続的に支援するための仕組みが無い</p> <p>環境情報の蓄積・活用が体系的になされていない</p> <p>地域住民による順応的な対応を可能とする技術的な体系や支援が未整備</p> <p>ソフト施策</p> <p>ハード施策</p>	<p>上記1～3のいずれもが、地元の協働体への支援を行う組織が存在することの必要性を指し示している。生物多様性保全に関する知恵や技術、専門家等の人的ネットワークを有し、地元の組織のニーズに適切に対応できる”支援センター”の類の恒常的なサービス・機能が存在することが望ましい。</p> <p>生物多様性保全支援サービスの提供</p> <p>(田園地域の環境情報の蓄積・活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地や農業施設の環境的な評価のため、将来の新たな施策展開にも対応できるよう、基礎データの調査・収集・整理・蓄積・提供が行える体制が整備されることが求められる。 <p>(モニタリングに関する支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民による定期的なモニタリングと、その結果に基づく機能の評価が継続的に実施できるような、技術的な支援 <p>(生物多様性の保全のために配慮して行う管理手法への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備後に専門的な管理が必要な施設についての管理手法に関する技術的・財政的な支援 <p>(生きものを対象とする以上、順応的に対応できるように設計や施工上の工夫を凝らすのが当然との思想を普及させる)</p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリート構造物など、完成後の改善が困難な施設について、施工後にも改善できる余地を残した設計の許容 <p>(補完的対策の仕組みの整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造に起因する課題への対応として施工を伴う対策についての技術的・財政的な支援 	<p>土地改良区等がこのような機能を持つ実例も出始めている。</p> <p>地域によっては博物館がこの機能の一部を発揮しているところも</p> <p>行政に期待される機能</p> <ul style="list-style-type: none"> どこに、どんなニーズがあるのか、の把握 情報を集めて発信する 必要な者、地域に対して声かけ、会合を持つなどモチベーションの維持・高揚 協働体の連携を支援するなどの架け橋・下支え(信頼関係の醸成)

モデル

テーマ：日本の原風景（農村・水風景）と生物多様性

キャッチコピー：なつかしさの向こうに、暮らし（農の営み）と生きものの息づかいが見えます。

表現方法：景観がとても良好な「四谷の千枚田」地区の全景の中に生態系と農の営みと暮らしのビジュアルを示す。

ポイント

- ・「日本人の原風景」として説得力ある風景
- ・希少種の、稀少な瞬間である産卵の状況

具体的な発信方法

「四谷の千枚田」地区の全景（夏）

生きものに関するものとして、

- ・ 当該地区に生息する、希少種の「モリアオガエル」の産卵の状況
- ・ 当該地区の生態系ピラミッドの上位に位置する「アオサギ」
生息地に配置

農の営み、暮らしに関するものとして、

- ・ 共同での用水や施設の管理の様子
- ・ 水と土への感謝に関する行事として、「はねこみ」（精霊供養の盆行事）の様子
管理等が行われる場所を意識し、全体のバランスを考慮

モデル

テーマ：日本の伝統文化と水田（畑作牧畜民と稲作漁労民）

キャッチコピー：人々は、さまざまな祭りや儀式の中で豊かな水や稔りを願い、自然
に対しての感謝の念をささげてきました。

表現方法：東海地方の農耕文化にかかわる伝統行事を紹介。五穀豊穡への祈りや御田
植祭など今に伝わる行事と、将来へと続ける意図を持った現代のイベント。

ポイント

- ・ なるべく東海地方（岐阜、愛知、三重）の行事をバランス良く紹介
- ・ 全国的に著名な行事等（三河万歳）であるもの、水田・その近傍で行われ稲作との関係がビジュアルに解る素材を使用
- ・ それぞれの縁起や関連性など詳細に説明すると膨大となり、逆に解説が簡素すぎても伝えたいことが伝わらない恐れがあるので、適切な長さでキャプションを付す

具体的な発信方法

全国的に有名な「三河万歳」

全国各地に伝わる、「獅子舞」

- ・ 立梅用水地区の多気町勢和地区の獅子舞

全国各地に伝わる、「田植え祭り」

- ・ 伊勢神宮の内宮の「天照大神の遙宮（とおのみや）」である「伊雑宮」での御田植祭りから、「竹取り神事」

子ども向けの「餅つき」イベント

- ・ との関連で、「三河万歳保存会練習場」での餅つきイベント

モデル

テーマ：水田がはぐくむ生物多様性

キャッチコピー：生きものに良い稲作や水管理の工夫で、水田の生態系の豊かさを取り戻す取り組みが行われています。

表現方法：稲作暦に保全対象種の生活史を組み込んだ、嘉例川地区の「ビオトープ管理マニュアル」を用い、稲作等と生態系との関連を示す。

ポイント

- ・ 稲作及び事業で整備したビオトープの管理作業と、保全対象種の生活史の関係
- ・ それぞれの作業が生きものにとっての障害にならないよう、また生息環境の保全向上に役立つよう、これらの関連性を関係者に理解してもらうためのツール

具体的な発信方法

「嘉例川地区ビオトープ管理マニュアル」(稲作暦)

生きものに関するものとして、

- ・ 当該地区の保全対象種である、ヒメタイコウチとホトケドジョウ
(それぞれの生活史は、 に記入してある。)

農の営み、暮らしに関するものとして、

- ・ 水田での主な作業の様子(特に、水田の水深の管理の状況)
- ・ 当該地区のビオトープの様子

モデル

テーマ：生産性と生物多様性の両立（基盤整備）

キャッチコピー：水田や用排水のネットワークが生きものにとって重要な生息地であることをよく認識した整備や管理を順応的に行っています。

表現方法：用水路及び排水路のネットワークの概念図で基盤整備を表し、その中のそれぞれの位置での魚類の生息状況や整備などの状況。

ポイント

- ・ 水田＋水のネットワークと生きもの之间的关系を表示
- ・ 環境配慮型の水田整備を、水田魚道やワンドなどの施設で表示
- ・ 「順応的」に整備や管理を行っていることを視覚的に表現

具体的な発信方法

水田と用排水路のネットワーク

例えば、用排水システムのイメージを表現するためのポンチ絵など

生きものに関するものとして、

- ・ 「田んぼの生きもの調査」で判明した、水路毎の魚類の生息状況（それぞれの生活史までは、煩瑣になるため表示しない。）

基盤整備に関するものとして、

- ・ 水田魚道の整備の様子
- ・ 環境に配慮した施設整備
- ・ 維持管理の状況として「草刈り」

モデル

テーマ：生産性と生物多様性の両立（営農技術）

キャッチコピー：生きものの様子を良く観察して、農園やハウスの環境をコントロールすることで生態系のバランスを保ちながら農業の生産性を高めています。

表現方法：生きもののモニタリングとそれに基づいたハウス内の環境のコントロールという農法により、農業の生産性と生物多様性を両立させている事例。

ポイント

- ・「順応的」な営農（生きもののモニタリングとそれに基づいた環境のコントロール）という関係性を視覚的に表現
- ・ 多くの生きものを盛り込んで、生物多様性の高さを表現

具体的な発信方法

河合果樹園のハウス

バックグラウンドとして薄く背景として配置

ハウス内の無農薬栽培レモンの結実の様子

- ・ 無農薬レモンと河合氏の様子

害虫を食べてくれる土着天敵の虫

生きものを良く観察しての総合防除で無農薬栽培を実現している旨を解説。

モデル

テーマ：農村コミュニティが支える生物多様性

キャッチコピー：土地改良区は農業用水を供給するだけでなく、農村地域のコミュニティの核として、農業と生物多様性を支えています。

表現方法：土地改良区が農業用水の維持管理を通じて発揮している機能、特に地域農業のインフラの調整役としての機能が、コミュニティの核となり、農業やコミュニティを支えている実情と、生物多様性の保全・向上を目的意識に掲げている。

ポイント

- ・ 農業用水のネットワークが生きもののネットワーク（ハビタットとコリドーの両方）を提供している実態を端的に伝えるよう表現
- ・ 農業用水のネットワークの運営や維持などにより支えているのは、土地改良区等の農村地域のコミュニティであること伝える

具体的な発信方法

立梅用水土地改良区の歴史的資料

- ・ 古地図、西村彦左衛門の肖像等ビジュアルなもの
「歴史」と表示

同土地改良区の本来の機能

- ・ 農業水利施設や用水管理の様子
「機能」と表示

同土地改良区がリードして実施している生物多様性保全等の活動

- ・ ビオトープ、田んぼの学校、協働活動
「コミュニティ」と表示

モデル

テーマ：生物多様性を契機とした地域振興

キャッチコピー：自然環境の保全と人と自然にやさしいまちづくりの推進のため、生きものを保護することを条例で決めました。

表現方法：岐阜県輪之内町の「カワバタモロコ保護条例」の概要と、農地・水・環境保全向上対策の活動組織の活動を示す

ポイント

- ・ 全国的に著名なトキやコウノトリの事例とは異なるが、地域に生息する希少種を保全することで、まちづくりを推進するとの捉え方
- ・ 条例そのものも紹介しつつ、目指すところ、生物多様性保全・向上の取組との有機的な関連を表現

具体的な発信方法

岐阜県輪之内町「カワバタモロコ保護条例」の概要

- ・ 目的、規制の事項
- ・ カワバタモロコの紹介

輪中地域にカワバタモロコが存在する理由

- ・ 輪中地域に独特の「堀田（ほりた）」の成り立ちとカワバタモロコの関係
ポンチ絵と解説を配置

カワバタモロコの保全のための工夫している様子

- ・ 生息環境の保全対策の案（植生と流速の状況改善の案）
課題と対策案のポンチ絵を配置

モデル

テーマ：生物多様性を活用した環境教育

キャッチコピー：田んぼやその周辺で生きもの調べなどの環境教育の取り組みが地域ぐるみで行われています。

表現方法：環境教育の中でも主要な要素である「生きもの調査」を、「田んぼの生きもの調査」で表し、各県の生きもの調査の活動を示す。

ポイント

- ・ 田園（農村）地域での現場での「環境教育」の実際を、「子供」に「生きもの調査」や「農作業体験」などの実践的な体験をしてもらっている取組状況により表現

具体的な発信方法

東海地方3県での「田んぼの生きもの調査」による生きもの（例えばメダカ）の分布

- ・ 例えば、平成21年度の魚類調査の内、ニホンメダカのメッシュ図（本報告書 P.22 の図 - 4（6））。調査30メッシュのうち、存在が確認されたメッシュは15ある。）

子どもが参加して実施している生きもの調査等の状況

- ・ タモ網を使っての捕獲
- ・ 水田魚道の実演を子供が見ている状況
各県の各地区の位置に配置

その他、農作業や理科的な教材を活用している状況

- ・ 農作業（稲刈りなど）体験の様子
現場で説明している状況も併せて配置

モデル

テーマ：生物多様性を支える多様な環境要素の保全

キャッチコピー：多様な環境要素が生物多様性を支えていることを尊重した「小さな資源循環」の農法を実践しています。

表現方法：モザイク的な環境要素を活用した「地域内での資源循環」の農法を実践している福津農園の松沢氏の、生物多様性を尊重した取組を示す。

ポイント

- ・ 個人の農園の範囲内でだからこそできる取組であるが、環境要素の多様性とその効果を最大限引き出している活動を紹介
- ・ 「小さな資源循環」を農園の様子をイラストマップで表現（園主：松沢氏）
- ・ 園主の松沢氏の描く昆虫などのシルエット図には独特の味わいがあることから、イラストマップや写真だけでなくこれらを活用することも適当

具体的な発信方法

福津農園のイラストマップ（絵地図）

- ・ 概ねの地形と栽培等の様子

福津農園の全景が分かるもの

- ・ あれば、航空写真や斜め写真など

農園内で見られる生きものや水田、果樹、野菜など

- ・ 生きもの、果樹などの様子
栽培等が行われる場所を考慮

松沢氏のスローガン

- ・ 「土と水と緑を守り自然の動植物と人の調和する農的環境を考える場」
- ・ 「生命と物質が循環し安全でおいしい食べ物を育む有機農業の里」
これらも「伝える」ための要素として適当

モデル

テーマ：多様な主体による生物多様性保全の活動及び支援

キャッチコピー：地域の多様な主体の協働で農地・水などの地域資源を活用して生物多様性を育んでいます。

表現方法：協働に参加している主体の「横のつながり」が特長である「府中地域『農地・水・環境保全向上対策』保全組合」の組織体制と活動を示す。

ポイント

- ・「協働」を視覚的に表現するのは相当困難であり、加えて「地域ぐるみ」での活動を表現することも同様に相当困難であるが、非農家も含めたオール地域での活動ぶりを「組織体制」と「子供」や「地域住民」による「生きもの調査」や「農作業体験」などへの取組状況で表現

具体的な発信方法

府中地域『農地・水・環境保全向上対策』保全組合の組織体制

- ・ 各主体の性格と、横のつながりを担保する連携の状況
基図として中心に大きく配置

活動組織が実施している保全等の活動状況

- ・ 生きもの調査
- ・ ホタルの生息等に配慮した草刈りや泥あげなどの活動状況
- ・ ホタルの増殖施設の状況と解説
組織体制とともに、関連する付近に配置

地域で見られる生きもの

- ・ モリアオガエル
- ・ ホタル
全体のバランスに配慮して配置

戦略名(策定期期)	概要	生物多様性保全に資する農業農村振興施策に係る記述
第三次生物多様性 国家戦略 (H19.11.27)	<p>・第1部では、人間活動や開発、人間活動の縮小、人間により持ち込まれたもの、による3つの危機と、生物多様性の社会への浸透、人と自然の関係の再構築、森・里・川・海のつながりの確保、地球規模の視野による行動、という4つの基本戦略を示している。</p> <p>・第2部では行動計画として、約660の具体施策と34の数値目標を記載。</p>	<p>第2部 第1章 国土空間的施策 第6節 (田園地域・里地里山)</p> <p>1.4 水田や水路、ため池などの水と生態系のネットワークの保全の推進 ・「地域固有の生態系に即した保全対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した基盤整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進するとともに、生物多様性に一層配慮した生産や維持管理活動を支援・・・」等、記述。</p> <p>1.5 農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興 ・「農地・農業用水などの資源と環境の良好な保全と質的向上を図る観点から地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動に対する支援、棚田の保全や自然再生活動を行っているNPOなどに対する支援や普及啓発、住民・企業・行政が協働し、身近な地域での自然環境を自らの手で改善するグラウンドワーク活動へ支援・・・」等、記述。</p> <p>1.6 希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進 「生物多様性保全に対応した基盤整備を推進するとともに、自然とふれあえる空間づくりなど田園地域や里地里山の環境整備を推進・・・」、「水田や水路での生きもの調査など水辺環境を学びの場や遊び場として活用し、自然とふれあう機会を増やし、農林水産業や生物多様性の認識を深める活動を推進・・・」、「水田や水路などの水辺環境を遊びの場、学びの場として位置付け、農村地域における自然環境や野生生物の情報を把握するため実施している「田んぼの生きもの調査」の充実・強化を図り・・・」、「重要里地里山を300か所程度を目標として選定するとともに、その地域における具体的な取組を広く国民に周知・・・」、「里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やススキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討・・・」等、記述。</p>
農林水産省生物多 様性戦略(H19.7)	<p>・「 . . . 地域別の生物多様性保全の取組」</p>	<p>. 地域別の生物多様性保全の取組 1.(田園地域・里地里山の保全)</p>

	<p>1. 田園地域・里地里山の保全 2. 森林の保全 3. 里海・海洋の保全 との分類で、農業、林業、水産業の各分野ごとの取組を示している。 ・COP10 において本戦略に基づき農林水産省の取組を積極的にPRすることとしている。</p>	<p>(4) 水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進 「第三次生物多様性国家戦略」と同様の記述。</p> <p>(5) 農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興 「第三次生物多様性国家戦略」と同様の記述。</p> <p>(6) 希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進 ・「第三次生物多様性国家戦略」と同様の記述。</p>
<p>農林水産分野における生物多様性戦略の強化(H21.10)</p>	<p>・農林水産省生物多様性戦略検討会(環境バイオマス政策課主管)が、農林漁業者、消費者、行政それぞれの立場から生物多様性保全のために取り組んでもらいたいことを提案。</p>	<p>・生物多様性の取り組みを加速するためには、農業農村整備事業などにおけるビオトープや水田魚道などの環境配慮施設のより効果的な配置のほか、野生動物の生息地の森林を結ぶ緑の回廊の設置など、生物多様性保全の取り組みの質を高める事業を実施すること。 ・生物多様性のモニタリングについては、…生産者が消費者との交流を図る、子どもたちへの食農教育の一環にするといった側面があり…専門家だけではなく素人も参加できる国民参加型にするとともに、現場の人が自分の言葉で結果を発信できるようにすること。 ・そのため、農林漁業者や地域住民が簡便に生物多様性の状況を把握する手法を開発するとともに、農地・水・環境保全向上対策等により、地域ぐるみで取り組む生物多様性の保全を図る活動を促進することが必要…このような活動は、農林水産業の持つ生物多様性を育む力、文化や伝統を次世代に伝えている役割を参加者に再認識させるなど、農林水産業がもつ公益的な機能の評価につながっています。</p>

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第1章 国土空間的施策

第6節 田園地域・里地里山

1.4 水田や水路、ため池などの水と生態系のネットワークの保全の推進

(現状と課題)

水田、水路、ため池などの農村地域の水辺環境は水と生態系の有機的なネットワークを形成しており、例えば、小河川で生活するフナ類は産卵期には水田や農業用水路に遡上して浅瀬の水草に産卵するなど、多様な生きものがその生活史に応じてさまざまな生息・生育環境として利用しています。このような水と生態系のネットワークは、農家や地域住民による生産活動や維持管理活動によって保全され、生物多様性保全に大きく貢献しています。

また、農村地域の水辺環境を形成する水田や水路などは、生産活動などの効率化や防災面から維持・更新が必要となってくることから、農地や施設の整備・更新の際には、生物多様性保全に配慮することが重要です。

(具体的施策)

森林から海まで河川を通じた生態系のつながりのみならず、河川から水田、水路、ため池、集落などを途切れなく結ぶ水と生態系のネットワークとして「水の回廊」の整備を行うなど、地域全体を視野において、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、保全対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した基盤整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進するとともに、生物多様性に一層配慮した生産や維持管理活動を支援します。(農林水産省)

1.5 農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興

(現状と課題)

農村環境は農業生産活動などの人の働きかけにより維持されている自然環境であり、農村地域での農業振興は豊かな自然環境や生物多様性保全、良好な景観形成など多面的機能の発揮の観点からも重要です。

しかしながら、過疎化、高齢化、混住化などの進行に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水などの資源の適切な保全管理が困難な状況となっており、これらの多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念されていることから、このような状況を踏まえた施策を展開していくことが必要です。

(具体的施策)

適正な農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図る観点から中山間地域などへの支援を行うとともに、農地・農業用水などの資源と環境の良好な保全と質的向上を図る観点から地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動に対する支援、棚田の保全や自然再生活動を行っているNPO などに対する支援や普及啓発、住民・企業・行政が協働し、身近な地域での自然環境を自らの手で改善するグラウンドワーク活動へ支援します。(農林水産省)

農業・農村が生物多様性に果たす役割について国民に理解を促進し、グリーン・ツーリズムなど都市と農村の交流や定住を促進するほか、地域資源を活用した魅力ある交流拠点の整備への支援を推進します。(農林水産省)

グリーン・ツーリズム施設の年間のべ宿泊者数については平成18年度の795万人となっていますが、平成21年度には880万人とすることを目標とします。(農林水産省)

1.6 希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進

(現状と課題)

トキやコウノトリは、かつて、わが国の古き良き農村には普通に生息し、人々とともに暮らしていましたが、乱獲や湿地の開発、営巣木などの減少、農薬使用に

よるエサの減少など人為的な生息環境の変化により、我々の前から姿を消しました。現在、人工繁殖したコウノトリやトキの野生復帰を目指す取組が地域において行われており、また、わが国は渡り鳥の有数の飛来地でもあるので、将来にわたってそれらの生息・生育環境を維持するためには、水田などの農村の環境を整備・保全することが重要です。

このため、冬期のえさ場対策として水田の冬期湛水、生きものが行き交うための水路から水田までの連続性を確保する水田魚道の整備が行われています。あわせて、有機農業をはじめとする環境保全型農業による取組も行われています。子どもたちは、こうした水田や水路などの水辺環境を学びの場や遊び場として活用しています。

このような取組は、コウノトリやトキのような極めて希少な生きものの生息生育環境を守るとともに、地域での身近な多種多様な生きものが暮らす空間を広げ、わが国の全体の生物多様性保全につながることから、このような地域での取組を評価し、支援することが重要です。

しかし、このような先進的な取組が行われる一方で、さまざまな希少種が分布している田園地域・里地里山の多くの地域では、里山林の利用の減少や農林業の担い手の不足による耕作放棄地の増加などにより、田園地域・里地里山の特有な生物の生息生育環境が悪化しており、早急な対応が必要となっています。田園地域・里地里山を将来にわたり保全・利用するために、多様な主体の参加により保全と利用を図ることが必要です。

(具体的施策)

生物多様性保全に対応した合意形成を図りつつ、生物多様性保全に対応した基盤整備を推進するとともに、自然とふれあえる空間づくりなど田園地域や里地里山の環境整備を推進します。(農林水産省)[再掲(2章3節3.2)]

有機農業をはじめとした環境保全型農業を推進するとともに、農業者に対する生物多様性保全の視点に立った栽培技術の確立・導入に向けた支援や、水田や水路での生きもの調査など水辺環境を学びの場や遊び場として活用し、自然とふれあう機会を増やし、農林水産業や生物多様性の認識を深める活動を推進するなど、生物多様性保全の取組を進めるために、地域における普及活動を一層推進します。(農林水産省)

都市とその周辺地域の農業は、都市住民に新鮮な農作物を供給するだけでなく、水や緑、自然空間の提供により環境や景観を維持し、ゆとりやうるおいを提供するという役割や、子どもから大人まで市民農園として農業体験ができる空間や身近に生きものとふれあえる空間を提供するという役割についても認識されており、こうしたことを踏まえ、都市農業の振興を通じ、身近に生きものとふれあえる空間づくりを推進します。(農林水産省)[再掲(2章3節3.2)]

水田や水路などの水辺環境を遊びの場、学びの場として位置付け、農村地域における自然環境や野生生物の情報を把握するため実施している「田んぼの生きもの調査」の充実・強化を図ります。(農林水産省、環境省)[再掲(2章3節3.1)]

里地里山保全再生モデル事業(平成16年度～)を通じて、行政、専門家、住民、NPOなどの多様な主体が協働して里地里山の保全・利用を図るための実践的手法や体制、里地里山での環境学習のあり方について検討し、その結果を全国に発信・普及します。(環境省、農林水産省、国土交通省)

生物多様性、景観、文化、資源利用、国土保全、地域活動などのさまざまな観点から将来に引き継ぎたい重要里地里山を300か所程度を目標として選定するとともに、その地域における具体的な取組を広く国民に周知します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やススキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討します。また、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源(コモンズ)として管理し、持続的に利用する枠組みを構築します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

里地里山の保全再生活動の担い手育成の支援として、活動団体や活動場所の紹介、里地里山の生態系管理などに関する専門家などの人材登録・派遣、技術研修を実施します。(環境省)

里地里山の保全・利用のあり方を全国に発信・普及する中で、不法投棄などの生物の生息・生育環境を悪化させる行為を防止するための意識向上を図るとともに、不法投棄の防止に向けて地方公共団体などとの情報交換・相互協力のネットワークを強化します。(環境省)

農林水産省への提案

1. 農林水産省生物多様性戦略に基づく施策の着実な推進

平成19年7月に策定した「農林水産省生物多様性戦略」については、数多くの施策が実施されている一方で、その成果や進捗について必ずしも目に見える形で現れていません。

戦略に基づく各施策を着実に推進するため、出来るだけ多くの施策について目標数値を明記し、進捗状況が国民に分かるように示すこと。

また、国民が生物多様性を大切にしようというきっかけ作りが重要です。そのためグリーンツーリズムや水田の生きもの調査など、多くの国民が農林水産業と生物多様性に触れる機会を増やすように努めること。

生物多様性保全につながるような食育、地産地消、スローフード、各種エコラベルや、昨年、本検討会が提言した生きものマーク活用などを通じて生産者と消費者の間をつなぐ仕組み作りを推進すること。

特に生きものマークについては、先進的な取組事例を調査し、その事例を基にさらに多くの取組を促すこと。

生産性と生物多様性を両立させるため、有機農業等の多様な農法、間伐等の森林の適切な整備・保全に向けた持続的な林業活動、藻場・干潟の造成及び維持管理活動などについて、全国各地で実施・普及し、その取り組みに関する情報の収集や提供を行い、多くの農林漁業者や消費者の参画を得ながら、全国各地に広めること。

特に、全国各地で食料生産と生物多様性が両立する水田農業を実践している事例について幅広く調査し、全国に発信することにより当該取組の拡大を図ること。

これを生きものマークの取組に繋げたり、環境の担い手としてのエコファーマー等の農林漁業者と流通業者、消費者とのネットワークの構築を図るなど関係者の相互理解の下に多様な手段を絡めながら進めること。

生物多様性の取り組みを加速するためには、農業農村整備事業などにおけるビオトープや水田魚道などの環境配慮施設のより効果的な配置のほか、野生動物の生息地の森林を結ぶ緑の回廊、海の生物の生息場所となる魚礁の設置など、生物多様性保全の取り組みの質を高める事業を実施すること。

農林漁業者の多くが暮らす農山漁村は、過疎化や高齢化が進み専門的な知見を有する方や働き手が不足しています。これを補うために田舎での働き手を増やし、地域の技術の伝承や研究・技術開発の成果の普及を図ること。また、農山漁村における生物多様性の保全・再生活動を行っているNPO等に対する支援や、活動団体のネットワーク化により情報を共有する仕組みを作ること。

森林の生物多様性保全については、「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」の成果を踏まえ、全国規模での継続的な森林生態系のモニタリングを行うとともに、森林計画策定プロセスの一層の透明化を図り、生態系、種、遺伝子というそれぞれのレベルにおいて生物多様性の確保が図られるよう、森林の適切な整備・保全に取り組むこと。

生物多様性を計る指標については、科学的根拠に基づきながら農林漁業者自身が生きものに対して豊かなまなざしを向け数や種の増減について注意深く見るきっかけとなり、消費者等からも理解が得られるよう、分かりやすいものとする。

また、指標生物は各地の様々な生態系に応じてきめ細かく設定するように留意すること。

指標の選定にあたっては、地域の生物多様性を代表するものであることはもちろん、農林漁業者等が容易に見分けられる種であることなどに配慮すること。

ある特定の種、例えば絶滅危惧種などを指標としてシンボリックに生物多様性の保全に取り組む際には注意が必要です。絶滅危惧種そのものの保護はもちろん重要ですが、その種の保護のみが目的となって、その種をとりまく生物多様性の保全がおろそかにならないように十分留意すること。

生物多様性のモニタリングについては、農林水産技術の観点からモニタリングすることは当然ですが、これを利用して生産者が消費者との交流を図る、子どもたちへの食農教育の一環にするといった側面があります。このため専門家だけではなく素人も参加できる国民参加型にするとともに、現場の人が自分の言葉で結果を発信できるようにすること。

そのため、農林漁業者や地域住民が簡便に生物多様性の状況を把握する手法を開発するとともに、農地・水・環境保全向上対策等により、地域ぐるみで取組

む生物多様性の保全を図る活動を促進することが必要です。このような活動は、単なる生きもの調査にとどまらず、農林水産業の持つ生物多様性を育む力、文化や伝統を次世代に伝えている役割を参加者に再認識させるなど、農林水産業がもつ公益的な機能の評価につながっています。これらの事業の更なる推進を図ること。

さらに、統計的な処理と議論が可能なモニタリング・データを効率よく集め、誰でも利用できる仕組みを構築すること。

農林水産分野で生物多様性保全に持続的に取り組むには、個人や企業の社会的貢献（CSR）だけでは限界があります。農林漁業者が生物多様性のために努力し、その結果、我が国の生物多様性が保全されることに対してどのように支援していくのが検討すること。

また、農林水産業が多くの生きものを育てていること、持続可能な生産を行っていること、命を循環させていることといった総合的な力について、本業と結びつけ、持続的な活動とするために理論付けや評価手法を確立する必要があります。支援の方法と併せて検討すること。

2. 生物多様性条約 COP10 に向けた具体的な対応

ア 生物多様性保全に向けた国際交渉におけるリーダーシップの発揮

ポスト2010年目標については、これまでの目標「生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」(2010年目標)が抽象的で分かりにくかった、との反省を踏まえ、誰にでも分かりやすく達成状況が目に見えるようなものとするように、農林水産分野で積極的な提言を行うことが大切です。特に日本はアジアモンスーン地帯に位置し、水田耕作が主と他のアジア諸国と共通する点が多くあります。まず、アジア諸国と連携を図って農林水産業が生物多様性に果たしている役割をポスト2010年目標にきちんと反映させるよう交渉に臨むこと。

大事なことは、ポスト2010年目標は、生物多様性に対する農林水産業の貢献が反映され、農林水産活動の制約とならない目標とすることです。それを踏まえて全ての国が参画できるような目標と達成手段作りによりリーダーシップを発揮すること。

遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分（ABS）の枠組の検討については、遺伝資源提供国が利用国に求めている確実な利益配分のためには、そもそも遺伝資源へのアクセスと利用がなければ、利益配分も発生しないことから、実効性、柔軟性の高いものとなるよう交渉をリードすること。

カルタヘナ議定書では、遺伝子組み換え生物が国境を越えて移動することに伴い生じる損害について、責任と救済に関する国際ルールをどのようなものにするのがポイントとなります。日本は遺伝子組換え生物の輸入国であり、遺伝子組換え生物の輸出国ともなり得ます。情報や議論をきちんと開示し、多くの国民から意見を聞いて、食料の国際取引に悪影響を与えないよう、合理的なルールづくりを目指して対応すること。

COP10はゴールではなく、通過点の1つです。日本はCOP10終了後も2年間は議長国として各国、各分野の利害調整を行うことになるため、農林水産省として国内外の農林水産業と生物多様性保全のために引き続き積極的に関与すること。

イ日本の農林水産業のPR

COP10は交渉の場ではありますが、各国からの関係者が一堂に会する機会でもありますので、生物多様性保全に貢献する日本の農林水産業を分かりやすいキャッチフレーズでPRすること。

計画名(策定期期)	生物多様性保全に係る記述	生物多様性保全に資する農業農村振興施策に係る記述
食料・農業・農村白書(平成21年版)	<p>第1部(食料・農業・農村の動向)で、「農林水産業における生物多様性保全の推進」 (生物多様性の保全にとって農林水産業の営みは重要な役割) 農林水産業は自然の循環機能を利用するとともに、多くの生物に対して貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持に貢献しており、持続可能な農林水産業の維持・発展のためには、その基盤である生物多様性の保全は不可欠である。 このため「農林水産省生物多様性戦略」(2007年7月策定)「第三次生物多様性国家戦略」(2007年11月閣議決定)に基づき、1.田園地域・里地里山の保全、2.森林の保全、3.里海・海洋の保全等、生物多様性保全をより重視した農林水産施策の推進が図られているとともに、これらの関連施策を効果的に推進するため、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発が進められている。さらに、有識者の提言を受け、地域の生き物をとおして生物多様性保全の取組をわかりやすく伝える「生きものマーク」を活用し、生物多様性保全に貢献する我が国の農林水産業への理解を促進することとされている。 これらの取組については、2010年に愛知県名古屋市(なごやし)で開催される「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP(コップ)10)において世界に向けて発信することとされている。</p>	<p>第1部(食料・農業・農村の動向)「農林水産業における生物多様性保全の推進」 (農業農村整備事業の実施に当たっても、生物多様性保全の観点を重視) 農業農村整備事業は、持続的な農業の営みを可能とすることにより、生物の生息・生育環境である身近な自然環境を保全・形成する役割を果たしている。事業実施の在り方によっては、生物多様性に負の影響を与える側面を有していることから、水路と水田の連続性を確保するための水田魚道や、生物の生息場・繁殖場となる江(え)(承水路(しょうすい路))を設けるなど、生物多様性の保全に留意した取組が行われている。また、農家の理解、地域住民の合意を得つつ、希少な生物種を保全する基盤整備等が推進されている。</p> <p>第2部(平成20年度食料・農業・農村施策)では、「水と生態系のネットワークを、生物多様性保全の観点から、農業用水や環境用水等で結ぶ「水の回廊」の整備を推進…」等記述。</p> <p>第3部(平成21年度食料・農業・農村施策)では、「生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進等により、…生物多様性保全を重視した農林水産業を一層推進」等記述。</p>
環境白書(平成21年版)	<p>第1部(総合的な施策等に関する報告)、第2部(各分野の施策等に関する報告)等で多数記述。</p>	<p>第2部(各分野の施策等に関する報告)平成21年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策 第5章(生物多様性の保全及び持続可能な利用)第3節(地域における人と自然の関係を再構築する)、第4節(森・里・川・海のつながりを確保する取組)で記述。 ・例えば、「土地改良事業をはじめとする農業農村整備事業においては、環境との調和への配慮の基本方針に基づき事業を実施…生態系の保全に配慮しながら生活環境の整備等を総合的に行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進…」、「水田周辺水域(農業用水路等)の生態系の現状把握を行うため</p>

「田んぼの生きもの調査」を引き続き実施・・・河川から水田、水路、ため池、集落等を結ぶ水と生態系のネットワークとして「水の回廊」を整備・・・」
「農村地域の自然再生活動については、「田園自然再生活動コンクール」のほか、活動上の新たな課題に対する技術的支援を実施・・・」
「地域住民や民間団体等による保全活動と連携した生態系保全型の農地、土地改良施設の整備等を進めるとともに、景観保全、自然再生活動の推進・定着を図るため、地域密着で活動を行っている NPO 等に対し支援を実施・・・」
「・・・農業の多面的機能の基礎である農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみの共同活動と先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援・・・」

第1部 食料・農業・農村の動向

第1章 食料・農業・農村の主な動向

第2節 農業の体質強化と持続的発展

(6) 資源・環境対策の推進状況

イ 農林水産業における生物多様性保全の推進

(生物多様性の保全にとって農林水産業の営みは重要な役割)

農林水産業は自然の循環機能を利用するとともに、多くの生物に対して貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持に貢献しており、持続可能な農林水産業の維持・発展のためには、その基盤である生物多様性の保全は不可欠である。

このため、「農林水産省生物多様性戦略」(2007年7月策定)、「第三次生物多様性国家戦略」(2007年11月閣議決定)に基づき、1.田園地域・里地里山の保全、2.森林の保全、3.里海・海洋の保全等、生物多様性保全をより重視した農林水産施策の推進が図られているとともに、これらの関連施策を効果的に推進するため、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発が進められている。さらに、有識者の提言を受け、地域の生き物をとおして生物多様性保全の取組をわかりやすく伝える「生きものマーク」を活用し、生物多様性保全に貢献する我が国の農林水産業への理解を促進することとされている。

これらの取組については、2010年に愛知県名古屋市(なごやし)で開催される「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP(コップ)10)において世界に向けて発信することとされている。

(田園地域や里地里山の保全を図るため、環境保全型農業の推進が必要)

田園地域や里地里山は、身近な自然環境であり、多様な野生生物が生息・生育する生物多様性の豊かな空間であることから、適切な農業生産活動を通じてその保全を図っていくことが重要である。しかし、農薬や肥料の不適切な使用は、田園地域や里地里山の自然環境だけでなく、河川等を通じて水質を悪化させ、漁場環境へも悪影響を与えるなど、生物多様性への広範な影響が懸念される。このため、田園地域や里地里山の生物多様性をより重視した環境保全型農業を推進し、生き物と共生する農業生産の推進を図る視点で取組を進める必要がある。

(総合的病害虫・雑草管理(IPM)を推進する必要)

環境保全型農業の推進に当たっては、土づくりの励行や、適切で効果的・効率的な施肥・防除を行う必要がある。そのため、病害虫や雑草の発生しにくい環境をつくとともに、病害虫の発生予察情報やほ場の観察により適切な防除の時期を判断して、様々な防除技術を適切に組み合わせ、防除を実施することが重要である。これは、総合的病害虫・雑草管理(IPM)と呼ばれ、より生物多様性に配慮した農業生産の方法として、今後、その取組を強力に推進する必要がある。

(エコファーマーの認定件数は増加傾向で推移)

「農林水産省生物多様性戦略」では、農業者が最低限取り組むべき規範(農業環境規範)の普及・定着を図るとともに、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組むエコファーマーの認定を促進することとされている。その認定件数は、増加傾向にあり、2008年9月現在で17万9千件と2005年の1.8倍となっている。

(環境負荷を大幅に低減する取組が進展)

また、地域でまとまって化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に減らすなどの先進的な営農活動への支援や、化学肥料や農薬等を使用しないことを基本とする有機農業の推進により、環境負荷を大幅に削減する取組の推進が図られている。農地への化学肥料や農薬の投入量は減少傾向にあり、近年では、化学肥料103kg(2006年)、農薬61kg(2007年)となっている。

(農業農村整備事業の実施に当たっても、生物多様性保全の観点を重視)

農業農村整備事業は、持続的な農業の営みを可能とすることにより、生物の生息・生育環境である身近な自然環境を保全・形成する役割を果たしている。事業実施の在り方によっては、生物多様性に負の影響を与える側面を有していることから、水路と水田の連続性を確保するための水田魚道や、生物の生息場・繁殖場と

なる江(え)(承水路(しょうすい路))を設けるなど、生物多様性の保全に留意した取組が行われている。また、農家の理解、地域住民の合意を得つつ、希少な生物種を保全する基盤整備等が推進されている。

第2部 平成20年度 食料・農業・農村施策

イ 生物多様性保全施策の推進

(ア) 田園地域・里地里山における保全を推進した。特に、有機農業の振興の核となるモデルタウンを育成した。また、水と生態系のネットワークを、生物多様性保全の観点から、農業用水や環境用水等で結ぶ「水の回廊」の整備を推進した。さらに、農家や地域住民の理解を得ながら生物多様性保全の視点を取り入れた基盤整備を実施した。

(イ) アジア地域諸国における植物に関連した生物多様性の保全、植物遺伝資源の持続的利用のための技術の確立に向けた支援を実施した。

(ウ) 環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標とその評価手法の開発を推進した。

第3部 平成21年度 食料・農業・農村施策

(4) 農林水産業における生物多様性保全の推進

(ア) 平成22年に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議に向け、消費者と生産者をつなぐ「生きものマーク」の活用による国民理解の推進、環境保全型農業等関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標とその評価方法の開発、有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進等により、第三次生物多様性国家戦略や農林水産省生物多様性戦略に基づく生物多様性保全を重視した農林水産業を一層推進する。

(イ) ラムサール条約第10回締約国会議(20年韓国にて開催)で、日韓両政府の共同提案により採択された「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」(いわゆる「水田決議」)を踏まえ、各国に対して生物多様性の向上のために水田が果たす役割の重要性を訴える取組を行う。

第1部 総合的な施策等に関する報告

3 生物多様性条約第10回締約国会議に向けたわが国の取組

人類の生存には、生物多様性の維持された地球環境が必要です。経済社会の中で自然に生物多様性が維持されていくように、経済社会のルールや仕組みを変えていくことが必要です。

(1) 生物多様性基本法の成立まで

平成20年5月、自然と共生する社会を実現することを目的とした生物多様性基本法（平成20年法律第58号）が成立しました。折しも、同5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議（COP9）が、平成22年10月にCOP10を愛知県名古屋市で開催することを決定するなど、国内での生物多様性に対する認識や取組を飛躍的に向上させる好機を迎えています。

(2) 生物多様性はなぜ必要か

毎日の食卓に上るご飯や野菜を始め、我々が毎日の暮らしで無意識に享受している恵みの多くは、生物多様性によってもたらされています。そうした認識が十分でない中で、今日の間活動が生物多様性に与える負荷は無視できないものになってきています。

ミレニアム生態系評価（MA）や生態系と生物多様性の経済学（TEEB）の中間報告などの動きに見られるように、最近では、世界規模の視点に立って、我々人類が生物多様性からどのような恩恵を受けているか、生物多様性が悪化した場合どのような影響を被るかなどを評価し、政策につなげようとする試みが行われています。

環境省は、平成20年度に日本のサンゴ礁がもつ生態系サービスの一部について現在の経済的価値を試算しました。その試算によれば、観光・レクリエーションの提供で2,399億円/年、商業用海産物の提供で107億円/年、波浪・浸食の被害からの保護で75～839億円/年の経済価値があると見込まれました。サンゴ礁は生物種が豊富な生態系の一つとして保全上重要であると言われてますが、存在することで計り知れない恩恵を与えていることも認識する必要があります。

(3) 生物多様性条約第10回締約国会議に向けた日本の取組

生物多様性条約には、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、という3つの目的があります。

COP10では、2010年以降の新たな目標を含む生物多様性条約戦略計画の改定と、「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」に関する国際的枠組みの検討終了が重要議題とされるほか、さまざまな議題が予定されています。わが国は、ABSについては、国際的な遺伝資源の利用実態を踏まえ、実質的な利用上の支障が生じないように、また生物多様性の保全や持続可能な利用にも配慮された枠組みとなるよう会合への参加等を通じて議論に貢献します。

生物多様性条約戦略計画の見直しについては、「生物多様性の損失速度を、2010年までに顕著に減少させる」という2010年目標を、一層測定可能で多くの立場の人々が自らの目標として認識でき、取組の推進につながるような目標にすることが重要です。そのためにはGBO2には盛り込まれていなかった生態系サービスの経済評価や人と自然の関わりに関する指標を取り入れる必要があります。この観点から、わが国は、現在第2フェーズの作業が行われているTEEBに参画し、持続可能な自然資源管理などの指標や、わかりやすく計測可能な新目標を提案します。

また、COP10に向け、国際的にも課題となっている海洋保護区の指定などを推進するため、東アジアを中心としたサンゴ礁保護区のネットワークを構築します。

さらに、一次産業を中心とした人間活動と自然との相互の関わりにより形成された二次的自然環境における持続可能な自然資源管理を全世界的に展開していくためのモデルを、わが国の里山を冠した「SATOYAMA イニシアティブ」としてCOP10で提案・発信します。国内では、事業者が生物多様性に配慮した活動を自主的に行うためのガイドラインの策定や、国民一人ひとりの行動を促す生物多様性に配慮した行動リストの提案を通じ、生物多様性に配慮した企業活動が盛んになるように支援し、国民のなお一層の参加を確保するようにしていきます。

第2部 各分野の施策等に関する報告

平成21年度 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策

第5章 生物多様性の保全及び持続可能な利用

第3節 地域における人と自然の関係を再構築する取組

1 里地里山の保全

里地里山の保全再生に向けた多様な主体の取組をさらに全国へと展開していくために、里地里山の管理・利活用の方策を検討するとともに、多様な主体が共有の資源として管理し、持続的に利用する枠組みを検討します。これに加えて、全国の優良事例となりうる里地里山の取組を情報発信し、ほかの地域への取組の波及を図ります。また、都市住民等のボランティア活動への参加を促進するため、活動場所と専門家の紹介等を行うとともに、里地里山の保全再生に向けた活動の継続・促進のための助言等の支援を行います。

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく文化的景観については、引き続き、地方公共団体の申出のあったものの中から特に重要なものを文部科学大臣が重要文化的景観として選定するとともに、地方公共団体が行う保存・活用事業を推進します。

さらに、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を推進します。また、上下流連携いきいき流域プロジェクトにより、里山林等における森林保全活動や多様な利用活動への支援を実施するなど、活動に対する支援面でも取組を進めます。

国立・国定公園においては、土地所有者の高齢化等により管理が行き届かなくなった里地里山を対象に、国、地方公共団体、NPO等と土地所有者等との風景地保護協定の締結を推進します。また、特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等とが管理協定を締結し、持続的に管理を行うとともに市民に公開するなどの取組を引き続き推進します。里山林では、NPO等と森林所有者とが結ぶ施業の実施に関する協定について市町村長が認可する制度を活用した国民参加の森林づくりを推進します。

第4節 森・里・川・海のつながりを確保する取組

4 農林水産業

「農林水産省生物多様性戦略」（平成19年7月）に基づき、[1]田園地域・里地里山の保全（環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進等）、[2]森林の保全（適切な間伐等）、[3]里海・海洋の保全（藻場・干潟の造成、維持・管理等）など生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進します。

また、これらの関連施策を効果的に推進するため、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発を進め、平成21年度中に指標候補の選抜を目指します。

さらに、農林水産省生物多様性戦略検討会の提言（平成20年7月）を受け、地域の生きものを通して生物多様性保全の取組を分かりやすく伝える「生きものマーク」を活用し、生物多様性保全に貢献するわが国の農林水産業への理解の促進を図ります。

これらの取組については、2010年（平成22年）に名古屋市で開催されるCOP10において世界に向けて発信します。

5 森林・農地

(2) 農地

土地改良事業をはじめとする農業農村整備事業においては、環境との調和への配慮の基本方針に基づき事業を実施します。また、生態系の保全に配慮しながら生活環境の整備等を総合的に行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進します。また、農村地域の生物やその生息環境の情報を調査・地理情報化し、農村地域の多様な生物の生息環境を総合的に向上させる技術を構築する等、生物多様性を確保するための手法の開発を進めます。さらに、地域住民や農家等が認識している種を「保全指標種」として示し、農家や地域住民の理解を得ながら生物多様性保全の視点を取り入れた事業を実施し、

生物多様性に対応した基盤整備の推進を図ります。またラムサール条約湿地や景観法等の条約や法律に基づき指定された、国内・国際的に将来にわたって良好な環境・景観を保全すべき重要な地域において、重要地域の特性を踏まえた質の高い環境・景観保全に対応した基盤整備等の事業を推進します。

農林水産省と環境省が連携・協力して、水田周辺水域（農業用水路等）の生態系の現状把握を行うため「田んぼの生きもの調査」を引き続き実施するとともに、河川から水田、水路、ため池、集落等を結ぶ水と生態系のネットワークとして「水の回廊」を整備します。農村地域の自然再生活動については、「田園自然再生活動コンクール」のほか、活動上の新たな課題に対する技術的支援を実施します。棚田における農業生産活動により生ずる国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を持続的に発揮していくため、棚田等の保全・利活用活動を推進するほか、農村景観や環境を良好に整備・管理していくために、地域住民、地元企業、地方公共団体等が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動（グラウンドワーク）の推進を図るための事業を行います。

田園自然再生関連対策として、地域住民や民間団体等による保全活動と連携した生態系保全型の農地、土地改良施設の整備等を進めるとともに、景観保全、自然再生活動の推進・定着を図るため、地域密着で活動を行っている NPO 等に対し支援を実施します。また、農業用排水の水質保全と農業集落の生活環境の改善を図るため、農業集落排水施設の整備を推進するとともに、地域の実情に応じ、特定環境保全公共下水道等の整備を進めます。

また、農業環境規範の普及・定着を図るとともに、有機農業をはじめとする環境と調和の取れた農業生産活動を推進し、農業の多面的機能の基礎である農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみの共同活動と先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援します。

家畜排せつ物については、家畜排せつ物法に基づき適正な管理を確保するとともに、地域におけるバイオマスの有効利用や、環境負荷の低減並びに有機性資源の循環利用の促進を図るため、家畜排せつ物処理施設の整備に関する事業を推進するとともに、金融・税制上の特例措置等を引き続き講じます。また、未利用資源の利用の促進を図るため、飼料化施設等の整備の推進を図ります。また、都市部の農地においては、都市住民への農産物の供給や都市住民の交流の場としての活用を図るため、簡易な基盤整備や市民農園の整備等を推進します。

計画名(策定期期) [計画期間]	生物多様性保全に資する農業農村振興施策に係る記述
<p>岐阜県環境基本計画 (H18.3) [平成27年の環境の 将来像を見据え、平成 18～22年度の計画]</p>	<p>第2部 施策の展開 自然生態系を保全する</p> <p>1. 生物多様性の確保 (1) 野生生物の生息地、生育地の保護 <県民> 県やNPOなどと協力しながら各種の事業に参加します。 <事業者> 野生生物への影響に配慮した事業計画、工法の採用など環境保全型事業を実施します。 <行政> 公共事業では、自然環境の改変をできるだけ少なくして、野生生物に与える影響を少なくします。</p> <p>(2) 希少野生動植物の保護 <地域住民組織、NPO> 環境学習を通して野生生物への理解を深め、県などと協力しながら保護活動に取り組みます。</p> <p>2. 身近な自然環境の保全 (3) 身近な自然環境の保全 <県民> 身近な土地改良施設などの維持管理・保全活動を、地域住民と都市住民が協働して積極的に参加します。 <地域住民組織、NPO> 身近な土地改良施設の維持管理・保全活動とともに当該施設などを活用した環境教育、ふれあい活動などを行います。 <事業者> 土地改良施設が有する多面的機能が高度に発揮されるよう、施設の適正な維持管理に努めます。 県民、地域住民などに対し農村の豊かな自然への理解につながる場、身近な自然とふれあえる場として土地改良施設などのスペースを安全に配慮して提供します。 <行政> 河川においては、ワンドの整備、瀬と淵の創出等による多様な流れの確保、水際部の多孔質な空間の創出、自然共生工法の活用などにより生態系に配慮した河川工事を行い、水辺のビオトープ化を進めます。 魚道などの計画的な整備により、魚が移動しやすい川づくりを推進します。 地域の合意形成のもと、環境との調和に配慮した農業農村整備を推進します。また、自然とのふれあいの機会を創出するため、農業用水路やため池周辺の水辺公園の整備、水辺環境のビオトープ化などに取り組みます。 老朽化した土地改良施設の改修にあたっては、地域住民と都市住民の維持管理・保全活動への積極的な参加を促すよう、計画段階から住民との協働で行います。また、将来にわたり地域住民や都市住民がふれあい憩う場にもなるよう改修を行うとともに、住民主体で管理されるよう管理者の視点を取り入れた整備手法とします。</p> <p>3. 環境に配慮した社会基盤の整備 (4) 環境に配慮した社会基盤の整備 <行政> 公共事業の実施にあたっては、生態系や周辺の自然環境・景観との調和に配慮した自然にやさしい基盤整備を推進します。 多様な生物生息空間を創出するため、また、自然とのふれあいの機会を創出するため、…農業水路やため池周辺の水辺公園の整備、水辺環境のビオトープ化を推進します。</p>

<p>第3次愛知県環境基本計画(H20.3) [平成37年頃までを展望した、平成27年までに取り組むべき施策の方向]</p>	<p>第4章：施策展開の方向 第3 自然との共生を次の世代に継承する愛知づくり 2 農林水産業の有する多面的機能の発揮 重点プロジェクト 「愛知県ため池保全構想」の推進 「愛知県ため池保全構想」に基づき、農業用水の供給のほか、多様な生物の生息・生育の保全、良好な景観の形成や水辺環境の保全、洪水の調節など様々な機能をもつため池の保全を図ります。</p>
<p>愛知県「あいち自然環境保全戦略」(H21.3) [環境基本計画と同期間]</p>	<p>第4章 行動計画 第2節 生物多様性の保全 2 人の関わりによる里地里山・里海などの保全・再生 里地里山生態系の保全・再生 (県の取組) 水田・畑などの多様な環境の保全 ・農業生産基盤の整備などを行う際には、生きものの生息・生育環境の保全などに配慮します。 ・多様な生きものを育む場としての水田の機能向上を図るため、県農業総合試験場が開発した安価で容易に設置でき、しかも遡上効果の高い小型魚道(水田魚道)の住民参加による設置・管理を推進します。 ・多様な生きものを育む場としての機能を併せ持つ農地や農業水利施設などを適切に保全していくため、地域ぐるみで保全に取り組む活動を支援します。 ・人の営みによって生物多様性が維持されてきた里地里山の再生を図るため、農林業の持つ多面的機能を維持・増進する取組を推進します。 ・まとまりのある水田・畑は、無秩序な開発などにより分断・縮小化が行われないよう、農用地区域として設定・継続します。 ・農業の担い手に対する支援や新たな担い手の育成などにより、高齢化や過疎などによる耕作放棄地の発生の防止を図ります。 ・既に耕作放棄地となってしまう農地では、市民農園などの有効利用により、農地の保全に努めます。</p>
<p>三重県環境基本計画(H16.6) [平成9～22年度]</p>	<p>第3章 目標達成に向けた施策の推進 基本目標 「人と自然が共にある環境の保全」を構成するための主要施策 (2) 生物の多様性の確保 主要施策 地域の生態系を保全するため、住民、NPO、事業者等の自主、協働による保全活動に対する情報提供や技術的支</p>

援等を行い、自然とのふれあいを通じた保護活動を促進
一定規模以上の開発事業等に対しては、環境影響評価制度などにより事業者に必要な環境配慮を求めるとともに、事業の構想や計画の段階において環境保全上の配慮が徹底されるような制度の充実を図り、地域生態系への影響を軽減等。

自然生態系を保全する

1 生物多様性の確保

(1) 野生生物の生息地、生育地の保護

取組方針

< 県民 >

県やNPOなどと協力しながら各種の事業に参加します。

野生動物との正しい関わり方、棲み分けを実践するとともに、野生動物が棲み良い自然環境の復元など環境保全活動に参加します。

森林(主として里山林)の管理(間伐など)に協力します。

< 地域住民組織、NPO >

野生動物の保護増殖を図るため、猛禽類の観察や生息地保護のための巡回活動、傷病野生動物の救護活動を行います。

森林(主として里山林)の管理(間伐など)に取り組んでいきます。

漁業協同組合などが、市町村や猟友会等と連携して行う、外来魚やカワウの駆除に取り組んでいきます。

< 事業者 >

野生動物の餌場確保のため、適正な森林施業、実の成る木の植栽を推進します。

野生生物への影響に配慮した事業計画、工法の採用など環境保全型事業を実施します。

大規模な開発を行う場合は、事前に知事と自然環境保全協定を締結し野生生物の保護を図ります。

< 行政 >

野生生物が健全に生息していくことができる自然環境を評価し、保全に向けた取組を実践する傷病野生鳥獣保護センター(仮称)を設置し、そこに野生生物の保護管理専門員を配置します。

設置した傷病野生鳥獣保護センター(仮称)では、人間と野生生物との間に生じる軋轢を軽減するための方策や野生生物の適正な生息数のコントロール手法に関する指導を行います。

間伐の重点実施などにより、生物多様性の保全に配慮した森林づくりを推進します。

岐阜県レッドデータブック(岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物)の改訂を継続して実施します。また、改訂結果についてはホームページ等で積極的に公開し、野生生物の保護に活用します。

公共事業では、自然環境の改変をできるだけ少なくして、野生生物に与える影響を少なくします。

乗鞍環境保全税を財源として、ライチョウの生息地である乗鞍地域の環境保全(植生状況調査、シラビソの立ち枯れやハイマツの枯損状況、移入植物の進入状況調査等)を行います。

鳥獣保護区等指定による生息地の保護やキジ・ヤマドリの放鳥、猛禽類の営巣地周辺での伐採抑制、猛禽類生息実証試験の継続調査、ワシタカ環境レンジャーの活動支援に努めます。

傷病野生動物の保護推進のため、野生動物リハビリレーター(傷病野生生物の保護飼養を行うボランティア)の養成、活動支援に努めます。

農林業被害の軽減を図るため、行政と農林業者との協働による個体数調整の実施や人材の育成について検討します。

外来生物の防除の実施は、生態系への影響や被害の状況などを考慮のうえ、関係機関と連携・協力して推進します。

カワウなどによる生態系への影響を的確に把握して情報発信し、漁業協同組合等が行う駆除事業を支援するとともに、国の機関、中部・近畿の15府県などと連携して、広域的な視点からカワウの飛来防止などの対策を検討します。

(2) 希少野生動植物の保護

取組方針

< 県民 >

県や野生生物保護支援団体と協力しながら保護活動に取り組みます。

森林（主として里山林）の間伐などの手入れに協力することで、かつての環境を維持又は復活させます。

< 地域住民組織、NPO >

野生生物保護支援団体として希少野生生物の保護活動を実践します。

環境学習を通して野生生物への理解を深め、県などと協力しながら保護活動に取り組みます。

< 事業者 >

地域の一員として地域における希少野生生物保護活動に参加します。

< 行政 >

有識者である野生生物保護推進員と情報共有を進め、適切な保護事業を推進します。

保護団体である野生生物保護支援団体の相互の情報共有や協力体制づくりを進め、さらなる活動の推進に努めます。

絶滅のおそれのある野生生物を保護するため、岐阜県希少野生生物保護条例により、保護する種と保護区の追加指定を行います。

2 身近な自然環境の保全

(3) 身近な自然環境の保全

取組方針

< 県民 >

河川環境レンジャーとして河川に異常があった場合にすぐに通報することで、県や市町村と協力しながら、身近な河川の生態系の保全を図ります。

また、河川などで異常があった場合の通報には、「道と川の県民窓口」(フリーダイヤル0120-37-2963)を活用します。

家庭の排水に気を付けたり、ゴミのポイ捨てを止めることなど、すぐできることを継続して実施します。

農薬や化学肥料を削減し、地域内有機性資源(バイオマス)を利用した農業(ぎふクリーン農業)に積極的に取り組みます。

里山整備活動などに積極的に参加するとともに、環境教育の場として積極的に里山林を活用します。

里山を含めた森林利用のマナーを守って、森林からの副産物を利用し、環境にやさしい生活スタイルを実践します。

農村が有する多面的な機能や身近な自然の価値を再認識するため、自然とのふれあいや、保全活動などに参加します。

身近な土地改良施設などの維持管理・保全活動を、地域住民と都市住民が協働して積極的に参加します。

< 地域住民組織、NPO >

身近な河川などの環境保全や自然体験活動により、本来その場所に生息・生育する生物が自然にみられるような良好な自然環境の保全、回復及び創出を推進します。

地域の指導者として里山保全活動を推進するとともに、体験的な学習の際の活動例の紹介を行いながら、地域住民などとの協働による里山保全活動を進めます。

廃棄物の不法投棄や山菜の乱獲、山野草類の盗掘されるような山村地域で、巡視活動を実施します。

身近な土地改良施設の維持管理・保全活動とともに当該施設などを活用した環境教育、ふれあい活動などを行います。

< 事業者 >

地域の一員として、地域住民組織、NPO（自然保護団体）を始めとする環境保全活動に対して、資金や人的支援を実施します。

営業を目的とした山菜、山野草類の無断採取、乱獲、盗掘などはいりません。また、違法行為の通報、連絡体制に協力します。

環境に配慮した農業（ぎふクリーン農業や地域内有機性資源の利用）への取組に努めるとともに、土地改良施設が有する多面的機能が高度に発揮されるよう、施設の適正な維持管理に努めます。

県民、地域住民などに対し農村の豊かな自然への理解につながる場、身近な自然とふれあえる場として土地改良施設などのスペースを安全に配慮して提供します。

< 行政 >

本来、その地域に生息・生育している生物（例えばホタルなど）が自然にみられるような良好な自然環境の保全、回復及び創出を推進します。

身近な河川に異常があった場合に県に通報する「河川環境レンジャー」（県下250名）を県民に委嘱することや「道と川の県民窓口」を普及・活用することなどにより、県民協働による監視体制を堅持します。

限りある自然の恵みである温泉の保護と適正な利用を、引き続き推進します。

自然が豊かな自然公園の保護と利用のあり方について、利用環境の整備を行うとともに、公園計画や規制・制度の見直しを行い、両立を図ります。

特別に貴重な自然資源を有する地域においては、入山・入川規制、ガイド付きツアーの実施などの利用調整を行うことにより、自然環境の保全を最優先とした取組を行います。

森林（主として里山林）の重要性、役割について普及啓発し、その利用について各種情報を提供します。また、地域における環境教育指導者を育成するため、講習会などを実施するほか、育成した指導者や地域の人材の活用を図ります。

森林整備を行うボランティア活動などのための情報拠点を設置します。

河川においては、ワンドの整備、瀬と淵の創出等による多様な流れの確保、水際部の多孔質な空間の創出、自然共生工法の活用などにより生態系に配慮した河川工事を行い、水辺のビオトープ化を進めます。

地域の岐阜県自然工法管理士などの意見を反映しながら、モデル河川において瀬や淵の復元を図る川づくりを推進します。

魚道などの計画的な整備により、魚が移動しやすい川づくりを推進します。

自然共生を推進する仕組づくりとして、産学官民が協働するための岐阜県自然共生工法研究会の運営、モノづくりとしての岐阜県自然共生工法の認定、人づくりとしての岐阜県自然工法管理士の認定、実河川での工法研究の場である岐阜県自然共生工法展示場における研究などの「自然の水辺復活プロジェクト」を継続的に推進します。また、このプロジェクトによる取組を、河川事業を核として基盤整備全体へ展開していきます。

森林適正利用推進のため、市町村条例の制定を促進するとともに、森林地域の自然資源の保護と森林環境の保全のため、森林利用者のマナー向上、廃棄物などの不法投棄防止、山菜採取防止及び林野火災防止など森林の適正利用を推進します。

地域の合意形成のもと、環境との調和に配慮した農業農村整備を推進します。また、自然とのふれあいの機会を創出するため、農業用水路やため池周辺の水辺公園の整備、水辺環境のビオトープ化などに取り組みます。

老朽化した土地改良施設の改修にあたっては、地域住民と都市住民の維持管理・保全活動への積極的な参加を促すよう、計画段階から住民との協働で行います。また、将来にわたり地域住民や都市住民がふれあい憩う場にもなるよう改修を行うとともに、住民主体で管理されるよう管理者の視点を取り入れた整備手法とします。

保養などに資する保健保安林の指定拡大のため、森林所有者等への普及啓発に取り組むとともに、指定後は適正な維持管理に努めます。

3 環境に配慮した社会基盤の整備

(4) 環境に配慮した社会基盤の整備

取組方針

< 県民 >

自然環境、生活環境などの身近な環境情報に関心を持ち、環境保全への意識・関心の向上に努めます。

< 地域住民組織、NPO >

環境保全に関する情報収集に努め、開発事業が環境に配慮したものとなるよう事業者への提言、助言を行います。

環境保全についての意識を県民や事業者に広めるよう普及啓発に努めます。

周辺の自然環境、景観との調和に配慮した多自然型川づくりの研究及び工法開発に努めます。

< 事業者 >

大規模な開発事業にあたっては、環境影響評価法または岐阜県環境影響評価条例に定められた手続に則り、関係住民、関係市町村、有識者、県からの意見を取り入れ、事業者が主体となって環境影響評価を実施します。

環境影響評価の対象とならない規模の開発事業のうち一定規模以上のものについては、岐阜県地域環境保全指針に基づき、自主的に環境に配慮した開発となるよう努めます。

事業活動において、環境にやさしい取組、公害未然防止、廃棄物リサイクル、地球温暖化防止につながる自主的な環境配慮の取組を行い、情報を公開します。

開発にあたっては、専門家の意見はもとより住民などの意見を積極的に取り入れます。

環境影響評価で調査を行う環境項目（18項目）

これらのうち、対象事業の実施により影響が及ぶおそれのある項目を選定して調査を行う。

大気質、水質・底質・地下水、土壌、騒音、振動、地盤、悪臭、廃棄物、温室効果ガス、電波障害、日照障害、地形・地質、動物、植物、生態系、触れ合い活動の場、文化財、景観

< 行政 >

環境影響評価法、岐阜県環境影響評価条例、岐阜県地域環境保全指針に基づき、環境に配慮した開発指導を進めるとともに、事業者の環境配慮した取組の公表、支援を行います。

公共事業の実施にあたっては、生態系や周辺の自然環境・景観との調和に配慮した自然にやさしい基盤整備を推進します。

多様な生物生息空間を創出するため、また、自然とのふれあいの機会を創出するため、河川等工事における自然共生工法の積極的な活用、農業水路やため池周辺の水辺公園の整備、水辺環境のビオトープ化を推進します。

地域の岐阜県自然工法管理士などの意見を反映しながら、モデル河川において瀬や淵の復元を図る川づくりを推進します。

自然共生型基盤整備の取組を紹介し、県民意識を啓発する「河川環境メッセ in 岐阜」などのイベントを通じ、自然共生の取組を広げていくための啓発活動を推進します。

第3次愛知県環境基本計画(H20.3)

第4章：施策展開の方向

第3 自然との共生を次の世代に継承する愛知づくり

2 農林水産業の有する多面的機能の発揮

重点プロジェクト

「愛知県ため池保全構想」の推進

「愛知県ため池保全構想」に基づき、農業用水の供給のほか、多様な生物の生息・生育の保全、良好な景観の形成や水辺環境の保全、洪水の調節など様々な機能をもつため池の保全を図ります。

三重県環境基本計画(H16.6)

第3章 目標達成に向けた施策の推進

基本目標 「人と自然が共にある環境の保全」を構成するための主要施策

(2) 生物の多様性の確保

主要施策

イ 地域の生態系の保全

地域の特性を踏まえた森林、里地里山、水辺、藻場の保全及び再生を進めるとともに、都市地域等における緑化など、野生動植物の生息・生育環境の保全と質の向上に取り組みます。さらに、「三重県自然環境保全条例」に基づく県希少野生動植物監視地区や県自然環境保全地域や都市公園などを核として、野生動植物の生息・生育空間を、河川や海岸などの水と緑によって有機的に連携させ、生態的なつながりを確保していきます。

地域の生態系を保全するため、住民、NPO、事業者等の自主、協働による保全活動に対する情報提供や技術的支援等を行い、自然とのふれあいを通じた保護活動を促進します。

また、鳥獣の生息環境の保全のため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区の設定、管理を中心とする生息環境の整備を進めます。人間との軋轢を生じている鳥獣については、地域の関係者との連携のもとで、その生態に応じた対策を促進します。

さらに、地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種については、放逐などの禁止を徹底するとともに、ブラックバス等の特定の魚類の増殖を抑制するなどの対策を講じます。

一定規模以上の開発事業等に対しては、環境影響評価制度などにより事業者に必要な環境配慮を求めるとともに、事業の構想や計画の段階において環境保全上の配慮が徹底されるような制度の充実を図り、地域生態系への影響を軽減します。

主要関係市町の環境基本計画等

計画名(策定期期) [計画期間]	生物多様性保全に資する農業農村振興施策に係る記述
<p>岐阜県 輪之内町環境基本計画 (H16) [50年後の輪之内町の姿を想定し、キーワードは、住民・企業・行政による「協働」]</p>	<p>～2つの目標～ 【大木が茂る輪の森づくり】 【ホタルが舞う清流大樽川づくり】 森の輪づくりでは、50年後の森林等の面積を現在の30ヘクタールから75ヘクタール増やし、植樹祭やワークショップを開催したり、樹木についての研修・研究会をして植樹後のメンテナンスに努めていき、また清流大樽川づくりでは50年後の水質透視度を現在の20度から50度以上を確保するため、水質浄化実践活動の一環として大樽川の清掃・花いかだの設置や環境創造協定の締結、公共下水道の整備の推進を図り、森の輪づくり実行委員会と清流大樽川づくり実行委員会を設立し進めていきます。</p>
<p>カワバタモロコ保護条例(H21.12.21)</p>	<p>東海農政局の「生息環境向上技術調査」により確認された環境省レッドデータブック絶滅危惧 B類に属するカワバタモロコを保護することを目的として制定。 (目的) 第一条 この条例は、町内に生息するカワバタモロコの保護を図ることにより、自然環境の保全と人と自然にやさしいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。</p>
<p>岐阜県 垂井町第5次総合計画 (H20.3)</p>	<p>第4節(地域環境) 4-1自然環境 環境教育を推進し、住民意識の高揚を図ります。 豊かな自然環境を保全し、環境負荷が少なくなる取り組みを行います。 住民・事業者の役割 自然環境への意識を高め、環境に優しいライフスタイルへの転換を図ります。</p>
<p>愛知県 新城市環境基本計画 (H20.10) [2050年を見据えた超長期ビジョン]</p>	<p>5 わたしたちの環境ビジョン 多様な生態系と共生するまち 1 保全と創出 豊かな自然の保全 生命の源としての自然の確保：本市最大の特徴であり、市民共有の財産である豊かな自然環境を、生態系に配慮しながら、日々の暮らしにおいて総合的に活用できる持続可能な地域資源として確保します。</p>

生物生息空間の保全・維持：地域ぐるみで基礎データを収集し現状を認識するとともにデータを活用しながら、地域の生態系全体を十分考慮した自然環境を維持・保全します。

身近な自然の創出

原風景の回復：市民の暮らしに関わりの深い昔ながらの緑豊かな森林、美しい田園風景、鮎踊る清流などを荒廃させることなく、将来世代に残したい原風景として維持・保全します。

自然に配慮したまちなみ景観・公園づくり：地域の風土的な魅力や問題点を発見し、地域で考え、自然生態系に配慮した地域の活性化につながる独自性のあるまちなみ景観・公園づくりを推進します。

2 ふれあい

自然に親しむ

ふれあいの場の整備：森林や河川、ため池など自然にふれあい、楽しむことのできる場の充実を図り、市街地や都会に住む人たちとの交流を進めます。

自然に親しむ心の醸成：子供の頃から日常的に自然に親しみ、ふれあう機会をつくることで、自然を大切にする心を醸成します。

愛知県
安城市環境基本計画
(2005改定)
[2001～2020]

第4章 環境目標と基本的な施策

第1節 かがやく水の恵みをうけて、花と緑のあふれるまち【共生】

4 多様な動植物と共生する水辺環境の創出

(1) 田園景観の保全

農村地域における各種計画・事業の推進に当たっては、景観の保全に配慮します。

《具体的施策》

農業の有する多面的な機能（自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成等）を発揮できる農地の保全
優良農地の保全を図るため、国土利用計画法、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法などにに基づき、計画的かつ長期的な土地利用を進める。

農業の持続的発展を支えるための集落景観の保全

集落内の道路、水路、防災安全施設及び農村公園・緑化施設の整備を行い、農業の生産性向上と農村地域の活性化を図る。

(2) 農村環境整備と市街地との交流の促進

明治用水等を緑道の軸として位置づけ、都市部との交流を推進します。

《具体的施策》

明治用水等の水路敷上部の有効利用等、交流の場の整備

緑道、親水施設(せせらぎ水路)、植栽帯、休憩施設を整備し緑のネットワークの一部とし、都市と農村の交流を図る。

農村・都市交流事業の推進

都市部と農村部に住む人々が農業体験をとおして交流し、食や農業の理解を深める。

緑道の整備・拡充

	<p>明治用水等の水路敷上部を利用した緑道整備により緑のネットワークを形成し、農村と市街地との交流の促進を図る。</p> <p>河川の堤防敷を利用した遊歩道整備の推進 堤防敷の緑化及び緑道整備により、市民活動の場を提供する。 市民による明治用水緑道の整備 明治用水緑道を花アダプト・プログラム による整備を行う。</p>
<p>愛知県 豊橋市環境基本計画 (H18.3改訂) [H 18 ~ 22 年度]</p>	<p>4 環境の保全に関する施策 4.1 環境目標 に関する施策（自然環境） 生物多様性の確保 生物多様性を確保するため、継続的に調査を行い自然環境の把握に努めるとともに、自然観察会の開催などにより保全活動を促進します。併せて、市民が自然とふれあうことのできる場の創出に努めます。</p> <p>森林の保全と利用の促進 森林の保全と利用の促進を図るため、造林、除間伐、保安林整備など適正な管理を行うとともに、市民参加による里山づくり活動を促進するなど、森林の持つ多面的機能の活用を図ります。</p> <p>河川・海岸・ため池の保全 河川・海岸・ため池の保全を図るため、護岸の補修や親水施設の設置など水辺の環境整備を進めます。併せて、多自然型の水辺を取り戻すため、河川や沿岸部などにおいて自然環境の保全と再生に努めます。</p> <p>農地の保全 持続可能な農業を普及させるため、自然に優しく持続性の高い生産方式への転換を促進することにより農地の保全を図ります。</p>
<p>三重県 桑名・員弁広域環境基本計画 (H18.3改訂) [H 19 ~ 22 年度]</p>	<p>長期的目標：生態系と自然環境の体系的な保全 - 1 . 緑の保全 < 目標 > 目標：生態系の保全に努める。 < 見直し内容 > 現状の施策展開の方向に従い、継続実施する。 < 今後の課題 > 林業従事者の高齢化や後継者不足などの林業の衰退に加え、山林造成による宅地開発や放置による山林荒廃などが予想されることから、残された山林や林地の適正管理に努める。 また、適正な水循環の基幹であり、野生生物の生息・生育空間や地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収源として機能する林地（竹林を含む）の健全な保全を、地域自治体全体で計画的に推進する必要がある。 長期的目標：人と自然の豊かな触れ合いの確保</p>

- 1 . 一次産業振興
<目標>
施策展開の方向：農耕地等の適正な保全に努める。
<見直し内容>
現状の施策展開の方向に従い、継続実施する。
<今後の課題>
減農薬農業や用水路への通年通水などの一次産業振興促進施策を検討し、里山やため池、水辺地などの二次的自然に形成される多様な野生生物の生態系に配慮した一次産業の振興に努める必要がある。

- 2 . 農業体験学習
<目標>
施策展開の方向：幼稚園、小・中学校の環境学習に食農教育や農業体験を取り入れ、自然との豊かなふれあい機会を充実する。
<見直し内容>
現状の施策展開の方向に従い、継続実施する。
<今後の課題>
自然との豊かなふれあい機会の充実に向け、すべての学校教育の場で農業体験学習や食農教育を環境学習に取り入れることを関係部局に働きかけていく必要がある。

三重県
多気町総合計画
(H18.3改訂)
[H 18 ~ 22 年度]

第2部 基本計画
第2章 自然と共生した安全なまちづくり
第1節 自然環境の保全
<施策の方針>
「美しいまちづくり条例」のもと、住民・企業・行政が一体となって町の素晴らしい自然環境を守ります。また、新たな開発に対する適切な指導や、不法投棄の防止をはかることで、自然と調和のとれた快適な環境づくりに努めます。
<事業の内容>
住民との協働による定期的な環境美化行動の推進
花の植栽や緑化推進を担う環境ボランティア団体の支援・育成
・なお、環境基本計画はなし。